

通知等

通知のバックナンバーについては、
下水道全国データベース (<https://portal.g-ndb.jp/portal/>)
に掲載予定

※掲載されましたら、改めて周知いたします。

通知等

平成 31 年 4 月 1 日

雨天時浸入水に起因する事象報告について 2 2 7

平成 31 年 4 月 1 日

平成 31 年度 都市浸水被害の報告について 2 3 2

平成 31 年 4 月 1 日

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について 2 3 8

平成 30 年 4 月 2 日（再通知）

下水道工事事故報告要領の改訂について 2 4 1

平成 29 年 4 月 2 日（再通知）

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について 2 4 2

平成 29 年 4 月 3 日（再通知）

下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について 2 4 9

平成 31 年 4 月 15 日

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行に
向けて 2 5 1

平成 31 年 4 月 16 日

「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について 2 5 2

平成 31 年 4 月 16 日

公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて 2 5 3

平成 31 年 4 月 19 日

P R T R 制度における届出及び化学物質管理計画の策定について 2 5 5

平成 31 年 4 月 22 日

大腸菌調査(全国調査)の実施について 2 5 6

平成 31 年 4 月 23 日

水害（洪水、雨水出水、津波又は高潮）ハザードマップの作成について（再周知） . . 2 5 7

平成 31 年 4 月 25 日

平成 3 1 年度 下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業について（周知） 2 5 9

令和元年 5 月 30 日

下水再生水等の活用の推進について 2 6 0

令和元年 5 月 31 日

出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について . . . 2 6 2

令和元年 6 月 12 日

100mm/h 安心プランの登録申請について 2 6 6

令和元年 6 月 18 日

移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除の推進について 2 6 7

令和元年 7 月 1 日

「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について 2 6 8

令和元年 7 月 1 日

「昭和 62 年建設省告示第 1350 号」の一部改正について 2 6 9

令和元年 7 月 2 日

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について 2 7 0

令和元年 7 月 3 日

下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について 2 7 1

令和元年 7 月 11 日

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について 275

令和元年 7 月 24 日

包括的民間委託に関するアンケート調査への協力について 276

令和元年 9 月 2 日

標準下水道条例の改正について 277

令和元年 9 月 13 日

「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について 280

令和元年 9 月 27 日

下水道事業分野における国土強靱化の取組推進について 281

令和元年 9 月 27 日

風水害、地震等の災害に伴う大規模停電時における下水道機能の維持・確保対策の徹底
について 282

令和元年 10 月 11 日

台風第 19 号の接近に伴う下水道機能の維持・確保対策の徹底について 283

令和元年 10 月 16 日

下水道施設におけるテロ対策の徹底について（依頼） 284

令和元年 10 月 17 日

被災した雨水ポンプ場の応急対応について 288

令和元年 10 月 21 日

被災した雨水ポンプ場の応急対応について 289

令和元年 10 月 28 日

内水ハザードマップの作成促進について 290

令和元年 11 月 8 日

令和元年台風第 19 号に係る下水道施設の災害復旧工事等の取扱いについて 2 9 1

令和元年 11 月 13 日

下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について 2 9 2

令和元年 12 月 18 日

事業マネジメント通信簿(Gレポ)の公表について 2 9 6

令和 2 年 1 月 31 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について① 3 0 8

令和 2 年 1 月 31 日

雨天時浸入水対策への取組の推進について 3 1 1

令和 2 年 2 月 3 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について② 3 1 4

令和 2 年 2 月 10 日

下水道管路メンテナンス年報の公表について 3 1 6

令和 2 年 2 月 13 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について③ 3 1 7

令和 2 年 2 月 14 日

第 4 回インフラメンテナンス大賞の公募開始について 3 1 8

令和 2 年 2 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について④ 3 2 1

令和 2 年 2 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑤ 3 3 0

令和２年２月２０日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑥ ３３３

令和２年２月２０日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑦ ３３７

令和２年２月２５日

下水道使用料の誤徴収事案の発生について ３３９

令和２年２月２５日（メール送付）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑧
（新型コロナウイルス感染防止対策に関する追加の情報提供および協力依頼） ３４０

令和２年２月２６日（メール送付）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑨ ３４２

令和２年２月２７日（メール送付）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑩ ３４３

令和２年２月２８日

雨天時浸入水対策計画策定に係る手続き等について ３４４

令和２年３月３日（メール送付）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑪ ３４９

令和２年３月６日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑫ ３５０

令和２年３月９日

「BIM/CIM 活用ガイドライン（案）」等の制定について ３５１

令和２年３月９日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑬ ３５２

令和2年3月10日

改正浄化槽法施行通知に伴う下水道部局の対応に係る留意事項 353

令和2年3月10日

新型コロナウイルス感染症に係る労働者派遣法の遵守について 355

令和2年3月11日（メール送付）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑭ 357

令和2年3月13日

死亡事故の増加を踏まえた安全管理の徹底について 358

令和2年3月18日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑮ 369

令和2年3月23日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑯ 370

令和2年3月27日

下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)のガイドライン(案)の公表について . 371

令和2年3月30日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑰ 377

令和2年3月31日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑱ 383

令和2年3月31日

下水道用設計標準歩掛表の一部改定について（令和2年度版） 384

令和2年3月31日

「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）
—2020年版—」の活用について 387

令和 2 年 3 月 31 日

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の施行について 3 8 8

令和 2 年 3 月 31 日

大規模雨水処理施設整備事業実施要綱の運用について 3 9 1

令和 2 年 3 月 31 日

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について 3 9 8

令和 2 年 3 月 31 日

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について 4 2 2

令和 2 年 3 月 31 日

事業評価の実施について 4 3 5

令和 2 年 4 月 1 日

下水道法に基づく事業計画の運用にあたっての留意事項について 4 3 6

令和 2 年 4 月 1 日

都市浸水被害の報告について 4 3 7

令和 2 年 4 月 1 日

雨天時浸入水に起因する事象報告について 4 4 4

令和 2 年 4 月 3 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑰

（第 10 回新型コロナウイルス感染症 対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症
対策の状況分析・提言」及び事業継続に向けた準備） 4 4 8

令和 2 年 4 月 9 日

下水道管に起因する陥没事故の再発防止について 4 6 5

令和 2 年 4 月 9 日

下水道工事における安全対策の徹底（その 1）について 4 6 7

令和 2 年 4 月 10 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑱

（下水道料金の納付猶予等に関する第 1 回調査結果の周知及び第 2 回調査依頼） 4 6 9

令和 2 年 4 月 12 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑲

（在宅勤務〈テレワーク〉等の更なる推進の依頼） 4 7 1

令和 2 年 4 月 13 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について⑳

（出勤者 7 割削減を実現するための取組の更なる推進の要請） 5 0 4

令和 2 年 4 月 14 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉑（メール送付）

（新型コロナウイルス罹患報告書の様式変更） 5 1 0

令和 2 年 4 月 16 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉒

（終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組み状況の調査依頼） 5 1 2

令和 2 年 4 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉓

（緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組み
状況の調査依頼） 5 1 7

令和 2 年 4 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について㉔

（特定警戒都道府県以外下水道管理者へ課長通知を発出した旨の情報提供） 5 2 3

令和 2 年 4 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について②⑤

（下水道使用料の支払猶予等に関する第 3 回調査依頼） 5 3 1

令和 2 年 4 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について②⑥

（緊急事態宣言の対象地域拡大を受けた在宅勤務〈テレワーク〉の推進及び都道府県を跨ぐ
移動の自粛に向けた呼びかけの要請） 5 3 4

令和 2 年 4 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について②⑦

（緊急事態宣言の対象地域拡大を受けた工事及び業務の工期の見直しや一時中止の対応、施工中
工事における感染拡大防止策の徹底等の周知） 5 7 4

令和 2 年 4 月 17 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について②⑧

（「緊急事態宣言時に事業継続が求められる事業で働く方々の感染予防、健康管理の強化について」
〈厚生労働省労働基準局長通知〉の周知） 6 0 2

令和 2 年 4 月 21 日

新型コロナウイルス感染症に係る対応について②⑨

（工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底） 6 4 9

事 務 連 絡

平成31年4月1日

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

雨天時浸入水に起因する事象報告について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨今、施設の老朽化の進展や地震等の被災、高強度降雨の増加、接続率の増加による施設の余裕の減少に伴い、雨天時浸入水量が増加し、それに起因して分流式下水道の污水管等からの溢水や逆流が発生しているほか、一部の処理場においては二次処理を満足に行えないまま放流するといった事象が発生しています。これらの事象は下水道法の趣旨を鑑みると好ましくないものと考えます。

そこで、国土交通省としては、雨天時浸入水に起因する事象への対策を進めていくための基礎資料として、まずはこれらの事象が発生する度に、その実態を把握することとしました。つきましては、今後は雨天時浸入水に起因する事象^{*}が発生した場合には、別紙にて記載いただき、報告いただきますようお願いいたします。このとき、水質事故に該当する事案においては、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」の提出を求めませんのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）にも周知いただきますようお願いいたします。

※ここでのいう事象とは分流式下水道の処理区において発生する以下の3つの事象を指します

1. 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出
（この場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、速やかに状況及び講じた措置の概要を環境部局等に届け出ることとする。）
2. 処理場外にある污水管の人孔からの溢水や宅内への逆流
（なお、晴天時における溢水についても、直近の降雨等の影響の可能性のあることから、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」ではなく、「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」にて作成していただき報告してください。）
3. 污水管と雨水管等を直接接続し、雨天時に増水した下水が未処理で公共用水域に流出

【添付資料】

- ・別紙1 雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書 （様式、記入例）

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報

(平成31年 月 日 時 分 現在)

担当:

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

都道府県名		事業者		事業種別	☐ 公共下水道 ☐ 特公下水道 ☐ 特環下水道
都道府県コード		市町村コード			☐ 流域下水道
発生日時	※推定の場合はその旨記載。				
発生場所	・発生場所(処理区)等 ・放流先河川名(海域名)				
	☐ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等)				
施設損傷について	☐ 有 ☐ 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)				
事象類型	☐ ① 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出 ☐ ② 処理場外にある污水管の人孔からの溢水 ☐ ③ 宅内への逆流 ☐ ④ 污水管と雨水管等を直接接続し、雨天時に増水した下水が未処理で公共用水域に流出 ☐ ⑤ その他の事象(①～④以外の事象)				
事象等の経緯及び対応					

事象の原因等	・ 事象の原因(降雨状況・地理的条件など) ☐ 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 mm/h)																				
実施した場合 水質測定を	・ 放流水質について (処理場名 :) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">測定物質</th> <th style="width: 20%;">計測値</th> <th style="width: 40%;">基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th style="width: 20%;">水質事故に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="5"> ☐ 該当する ☐ 該当しない </td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">/</td></tr> </tbody> </table> ・ 測定を行った理由 () ※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当			/	☐ 該当する ☐ 該当しない			/			/			/			/
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																		
		/	☐ 該当する ☐ 該当しない																		
		/																			
		/																			
		/																			
		/																			
事象への 対応状況	☐ 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () ☐ 関係機関への連絡 () ☐ 関係機関の取った緊急措置 () ☐ マスコミ対応 ()																				
水道原水など 利水への影響	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 ()																				
再発防止策																					

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

様式

雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 3 報

(平成31年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: ○○県○○市下水道部下水道課

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

都道府県名	○○県	事業者	○○○市	事業種別	☒ 公共下水道 ☐ 特公下水道 ☐ 特環下水道 ☐ 流域下水道
都道府県コード	11	市町村コード	11111		
発生日時	平成31年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。				
発生場所	・発生場所(処理区)等 ○○市△△町□□丁1-2地先 他10箇所 (○△処理区) ○○市△△町□□丁1-2 (○○浄化センター) ・放流先河川名(海域名) 一級河川○○川				
	☒ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等)				
施設損傷について	☒ 有 ☐ 無 施設・設備名: 人孔蓋(コンクリート蓋) 供用年数 35年/耐用年数 30年 (メンテナンスの状況について)				
事象類型	☒ ① 処理場における流入水の一部を二次処理せず放流または流出 ☐ ② 処理場外にある污水管の人孔からの溢水や宅内への逆流 ☐ ③ 宅内への逆流 ☒ ④ 污水管と雨水管等を直接接続し、雨天時に増水した下水が未処理で公共用水域に流出 ☐ ⑤ その他の事象(①～④以外の事象)				
事象等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 ○○市○○町の歩道内のマンホールから污水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 ○○市下水道部管理課職員が現地を確認、○○市環境課、○○警察署、○○消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者((株)○○)へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した污水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 道路上の清掃完了。 14:00 ○○市環境課立会いのもと、水域への污水の流出はなく、道路上への流出污水が少量であったこと、流出污水の回収を行い、残った污水についても水による希釈を十分におこない、消石灰による消毒の対応を行ったこと、民地等の道路以外の土地への流出が無かったことから、対応を完了とした。				

一回の降雨で複数の箇所において溢水が発生した場合は他〇箇所と表現し、別紙にて説明

複数の設備が損傷した場合は、主となる設備について入してください。

事象の原因等	- 事象の原因(降雨状況・地理的条件など) ☐ 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 60 mm/h) - 処理区内の一部に民間から移管された施設がある。																						
実施した場合	- 放流水質について (処理場名 : 〇〇浄化センター) <table border="1" data-bbox="325 766 1295 992"> <thead> <tr> <th>測定物質</th><th>計測値</th><th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th><th>水質事故に該当</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BOD</td><td>12mg/L(最大値) 7mg/L(日間平均値)</td><td>15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)</td><td rowspan="2">☐ 該当する</td></tr> <tr> <td>大腸菌群数</td><td>100000個/ml</td><td>3000個/ml / 3000個/ml</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>/</td><td rowspan="2">☐ 該当しない</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>/</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>/</td><td></td></tr> </tbody> </table> - 測定を行った理由 (処理場において24時間以上の未処理放流を実施したため) ※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。 ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当	BOD	12mg/L(最大値) 7mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	☐ 該当する	大腸菌群数	100000個/ml	3000個/ml / 3000個/ml			/	☐ 該当しない			/			/	
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																				
BOD	12mg/L(最大値) 7mg/L(日間平均値)	15mg/L / 25mg/L(最大値) 20mg/L(日間平均値)	☐ 該当する																				
大腸菌群数	100000個/ml	3000個/ml / 3000個/ml																					
		/	☐ 該当しない																				
		/																					
		/																					
事象への対応状況	☐ 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 (例: 処理水の貯留による放流の一時停止) ☐ 関係機関への連絡 (例: 県の環境部局への連絡、水濁協への連絡、関係利水者への連絡) ☐ 関係機関の取った緊急措置 (例: 取水停止、遊泳禁止) ☐ マスコミ対応 (例: 〇時に〇〇記者クラブに一報を投げ込み)																						
水道原水など利水への影響	☐ 有 ☐ 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載 (例: 一級河川〇〇川への放流水質悪化のため、処理場下流側〇〇市において、水道水に異臭を確認、取水制限を実施。)																						
再発防止策	発生源対策として、浸入量が多い地区の絞り込みを実施(H29～)																						

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(以上各地方整備局経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

平成 31 年度都市浸水被害の報告について

近年、局地的な大雨等による浸水被害が頻発しており、昨年度も平成 30 年 7 月豪雨など全国各地で浸水被害が発生し、随時浸水被害の報告を頂きました。報告資料は、社会資本整備審議会の大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会や、都市浸水対策に関する検討会等において、都市浸水対策の課題を整理するとともに、課題解決に向けた諸施策の内容等の充実に活用しています。

平成 31 年度の浸水被害についても、引き続き下記の通り都市浸水被害の報告をお願いいたします。

浸水被害が発生した場合には、原則として災害発生後 3 日以内に報告をお願いしているところですが、社会的影響が甚大な浸水被害については、「都市浸水被害の早期報告について」（平成 29 年 7 月 14 日付事務連絡）で周知しているとおおり、できるだけ早期に報告いただくようお願いします。

なお、本事務連絡の報告とは別に、風水害時の下水道施設の施設被害については、「風水害時の下水道施設及び浸水被害の速報の報告について」（平成 25 年 7 月 17 日付事務連絡）に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省下水道事業課に報告を行うようお願いします。

記

1. 報告の目的

下水道事業を実施している若しくは実施予定の地方公共団体を対象に浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果を把握することを目的として、ご報告をお願いするものです。

2. 報告の内容

別添の【様式 1】【様式 2】【様式 3】に必要事項を記入の上ご報告をお願いします。

3. 記載方法

別添の都市浸水被害報告記入要領をご参照ください。

- ・別添資料 都市浸水被害報告（様式－1，様式－2，様式－3）
都市浸水被害報告記入要領

以 上

都市浸水被害報告 記入要領

1. 目的

下水道事業を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体を対象に、浸水被害が発生した場合における被害状況及び下水道整備による浸水被害の改善効果、今後の対策予定を把握することを目的とします。

2. 対象等

① この報告の適用対象となる地方公共団体は、下水道法に定める下水道事業を実施しているもしくは実施予定の地方公共団体とし、報告の対象となる浸水は、下水道全体計画区域内で発生した浸水とします。

② 外水氾濫のみに起因する浸水被害は報告対象外とします。

③ この報告は、原則として災害発生後3日以内に、都道府県を經由して各地方整備局等までメールまたはFAXにて送付願います。

ただし、「都市浸水被害の早期報告について」（平成29年7月14日：国土交通省流域管理官付課長補佐事務連絡）において示しているような、社会的影響が甚大な浸水被害（例えば、地下街における浸水被害等）の情報や、その報道内容については、できるだけ早期にお送りいただきますようご協力をお願いします。

④ 3日以内にご提出いただく内容は、様式1、様式3にその時点で把握可能な範囲の情報を記入してください（様式2は3日以内である必要はありませんが、効果の検証や対策の方針に関する検討を行った上でできるだけ早期に提出をお願いいたします。）。
なお、確定値が判明した段階等、適宜情報を更新の上送付願います。

⑤ この報告は、1市町村につきそれぞれ1枚としますが、様式3については被害範囲に応じて適宜分割して報告いただきますようお願いいたします。

⑥ 浸水状況を把握し、その後の対策を検討するため、できるだけ浸水している状況の写真を撮影の上ご報告いただきたいと思います。職員自ら写真等の撮影が困難な場合には、SNSや新聞を活用する等、浸水状況の積極的な把握についてご協力をお願いいたします。（SNSを活用した情報の把握については、以下の資料をご活用ください。）

・災害対応におけるSNS活用ガイドブック（平成29年3月：内閣官房）

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/bousai.html

3. 記入要領

- ・黄色のセルについては、必要な情報を記入していただき、青色のセルについては、該当する項目をリストから選択して回答してください。

【様式－１について】

① 発生日時

浸水被害の発生日時を記入してください。日時の根拠について、欄右側の□の一方をチェックしてください。

② 発生場所

上覧には発生場所の住所（地区名）について、分かる範囲で詳細に書いてください。地区が複数ある場合は、書ける範囲で記載いただければと思いますが、枠に入りきらない場合は、「他○地区」と省略していただいて構いません。

下欄には浸水被害を受けた道路・施設名等を、又は浸水被害の原因となった河川名等を記入してください。複数の道路・施設等が浸水被害にあった場合、又は複数の河川等が浸水被害の原因となった場合は、主要なものについて記入をお願いします。欄が足りない場合は適宜、行を追加してください。

③ 被害の原因

浸水被害の原因となった出水の原因について、該当する欄１箇所にチェックをお願いします。窪地等内水・外水由来内水・外水氾濫の区分については以下のとおりとします。

- ・ 窪地等内水 ：放流先河川等には余裕があるが、下水道等の排水能力不足により
 浸水被害が発生したもの
- ・ 外水由来内水 ：下水道等の排水能力はあるが、河川等へ放流できないことにより
 浸水被害が発生したもの
- ・ 外水氾濫 ：溢水や堤防の決壊等により、浸水被害が発生したもの

④ 発生時の降雨状況

時間最大雨量、日最大雨量、総雨量について、浸水被害が発生した最寄りの気象台のデータを記入して下さい。

また、気象要因の名称等について記入。（例：台風○○号、梅雨前線等。特に気象庁が命名した名称等あればそれを記載してください（九州北部豪雨等）。）

⑤ 被害の状況

上欄には浸水被害の状況把握時点の日時を記入し、速報値・確定値の一方を選択してください。

下欄には被害の状況について、各項目において＜有・無・調査中・確認不能（浸水面積のみ）＞の中から該当するものを１つ選択してください。「有」に該当する場合は、空欄に分かる範囲で数字等の記入をお願いします。

浸水被害が一部で確認されており、さらに他の被害について調査中である場合は、「調

査中」を選択し、確認されている範囲で被害の状況を記入してください。被害の状況について「無」「調査中」「未確認」のいずれか1つに該当する場合は、空欄の記入は必要ありませんが、できるだけ空欄とならないよう早期に情報収集を行ってください。

なお、上欄で速報値にチェックした場合は、確定値となるよう、引き続き情報収集を行ってください。確定値となった場合には、全ての項目について「有」「無」のいずれかを選択することになります。

○「浸水面積」欄

- ・概ねの浸水面積をh a 単位で記入

○「人的被害」欄

- ・報告時点で確認済みの数字を記入

○「家屋被害」欄

- ・報告時点で確認済みの数字を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。

○「道路通行被害」欄

- ・冠水等により通行不能となった箇所数及び最大浸水深を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。

○重要な都市施設の被害状況

(共通)

- ・それぞれ被害の有無を選択し、被害がある場合には、その内容を以下の通り記入してください。
- ・その他の施設や、該当する施設が複数存在する場合には「その他の場合」の欄に合わせて記入してください。なお、該当する重点施設が複数ある場合には、どちらか片方に記入してください。

「地下施設被害」

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。
- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものをく単独地下施設・地下街・地下道・地下鉄・その他・－＞の中から選択の上、その被害の概要について具体的に記入（被害を受けた施設がない場合 “－” を選択）。

「要配慮者関連施設被害」

- ・原則として要配慮者関連施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。最大浸水深は、目視による概算値でも可。
- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものをく医療施設・老人ホーム、身障者等養護施設、その他・－＞の中から選択の上、その被害の概要について備考欄に記入（被害を受けた施設がない場合 “－” を選択）。

「交通拠点施設被害」

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。

最大浸水深は、目視による概算値でも可。

- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものをくターミナル駅、その他鉄道駅、バスターミナル・その他・ー＞の中から選択の上、その被害の概要について具体的に記入（被害を受けた施設がない場合“ー”を選択）。

「防災拠点施設被害」

- ・原則として床面が道路面下にある施設について浸水被害が発生した箇所数を記入。
最大浸水深は、目視による概算値でも可。

- ・また浸水被害を受けた地下施設がある場合には、該当するものをく防災拠点・避難地・役所等・消防本部・消防署・その他・ー＞の中から選択の上、その被害の概要について具体的に記入（被害を受けた施設がない場合“ー”を選択）。

「その他都市施設被害状況等」欄

- ・上記の項目に該当しないものについて具体的に記入してください。

⑥ 特記事項

その他、特記すべき事項について記入してください。

【様式－２について】

（１）当該地区の整備状況

①発生地点の整備状況

- ・「下水道」欄、「河川」欄ともに、＜整備済・整備中・未整備・調査中＞のうち該当するものを選択してください。
- ・整備計画には報告時点で公表されている計画規模、現況能力には報告時点で供用されている下水道及び河川の流下能力を記入してください。事業名には、主な対策内容について記載してください。
- ・「整備済」を選択した場合は、整備計画と現況能力に同じ数字を記入の上、事業名には整備を行ったときの整備工事名を記入してください。
- ・なお河川の欄は、浸水の原因に関わらず放流先の河川等のデータを記入してください。
- ・整備効果について、過去の災害と比較して、＜効果有, 調査中, 効果無（未整備等を含む）＞のうち該当するものを選択頂くとともに、その概要を記入してください。

② 今後の対策方針

- ・今後の対策の予定について＜対策済・既存の計画に基づき対策予定・検討中・対策予定無＞のうち該当するものを選択し、対策の予定がある場合はその期間を記入して下さい。

- ・その他、備考欄に今後の対応等の概要について記入してください。

③ 発生地点の既往の浸水実績

浸水被害が発生した地域において、過去に発生した浸水被害のうち、下水道の整備効果が確認できる被害についてその実績を記入してください。下水道の整備効果が確認できる被害とは、以下の2項目に該当する浸水被害とします。

- ・現状の対策を講じる前に発生した浸水被害
- ・降雨強度又は総雨量が同程度の時に発生した浸水被害

ただし該当する過去の浸水被害がない場合は、この限りではありません。

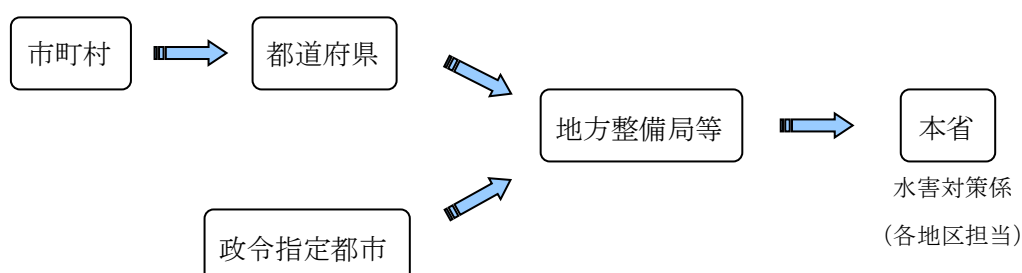
記載の要領については、様式1と同様とします。

【様式－3について】

- ・浸水被害の発生地域について、別紙を参考に図面を作成してください。
- ・図面に使用する地図は、形式を問いませんが、縮尺は地図で浸水した家屋や道路の範囲が分かる程度として下さい。なお、浸水箇所が複数あり、一つの地図に納まらない場合は、シートをコピーして作成ください。
- ・図面中には、浸水被害の解消・軽減に資する管路の位置とその工事完了時期、今回の浸水被害の発生地域及び道路の通行不能箇所等について図示してください。
- ・図面には浸水被害の発生地域の写真を添付し、その撮影日・地先名を明示するとともに、図面中にも撮影箇所を示してください。（写真をSNSや新聞等を活用して入手した場合には、その旨記入下さい。）
- ・図面下に記入例にならって、同地域における過去の浸水被害と今回の浸水被害の状況について比較表を作ってください。
- ・重要な都市施設における浸水被害が発生している場合は、図中にその場所が分かるように記載いただくとともに、できる限りその施設が浸水している状況が分かるような写真等について添付いただきますようお願いいたします。

【報告体制について】

各市町村（政令指定都市を除く）が作成した報告においては、各都道府県を通して各地方整備局等に、また各政令指定都市が作成した報告においては、各地方整備局等に送付してください。各地方整備局等においてはその内容を本省下水道部に報告することとします。



事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで地震災害及び風水害発生時の下水道施設の被害報告については、災害復旧事業や広域的な支援の準備を迅速に行う観点から、被害発生の有無等の第一報を国土交通省においてより早期に把握するために、「地震災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成 24 年 12 月 12 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)及び「風水害時の下水道施設及び浸水被害の速報の報告について」(平成 25 年 7 月 17 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐事務連絡)に基づき、報告をお願いしているところです。

今後は、地震、風水害、その他自然災害による下水道施設の被害状況について必要な内容を早期に把握するため、以下の①～②の場合においては、別添の報告様式 1、2 により速やかに報告をお願いします。報告に当たっては、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで報告いただくようお願いします。

また、本事務連絡の報告とは別に、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成 29 年 7 月 14 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付に報告を行うようお願いします。

- ① : 震度 5 弱以上の地震が発生した場合
- ② : 風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

なお、本ルールについては、今後の運用状況を見て、変更等を行う場合があります。その場合には、改めてご連絡させていただきます。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知していただけますようお願いいたします。

以上

〇〇県〇〇市における施設被害箇所(〇月〇日時点)

様式2

<記載要領>

- 被害が確認された場合、作成時点で可能な範囲で本様式の作成をお願いします。
- 被害箇所の位置図(市町村全域及び被害箇所)と被害状況が分かる写真(被害箇所が多い場合は、代表的な箇所の写真で可)を記載・添付してください。その際、被害状況が分かるよう、必要に応じてコメント等を記載してください。
- 被害箇所数は、報告様式1で記載している被害状況等(応急復旧が必要な箇所)の数量と整合を図ってください。
- 被害箇所の位置図については、市役所や主要駅等のランドマークを記載してください。
- 1枚で収まらない場合は、複数枚になっても構いません。

〇〇市役所

<〇〇浄化センターの被害状況>
〇〇による機能停止

(写真2)

<〇〇処理区>
汚水管渠の破損〇箇所

(写真3)

<〇〇雨水ポンプ場の被害状況>
〇〇による機能停止

(写真1)

〇〇市全域図

樣式2(作成例)



事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 2 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当課長

） 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事事務報告要領の改定について

下水道工事の事故防止にあたっては、H21.12.24 付事務連絡「下水道工事における事故防止対策の取り組みについて」において「下水道工事事務報告要領」を通知し、下水道工事事務事故についてご報告いただくとともに、国土交通省へ報告のあった事故についてとりまとめた「下水道セーフティネット」を毎月送付し、事故を未然防止するための取り組みを要請しているところです。また、下水道工事において発生する死亡事故等の重大な事故情報を迅速に把握することを目的として、H29.4.3 付事務連絡「下水道工事事務報告要領の改訂について」において報告をお願いしているところです。

今回、下水道工事に関する事故の報告対象を追加し、別紙のとおり要領を改定いたしましたので、平成 30 年 4 月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

あわせて、より一層の安全対策の徹底と工事現場における安全管理の強化をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成29年 3 月 3 0 日

各都道府県下水道担当課長 様
各政令指定都市下水道担当部長 様
(地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

下水道の維持管理における事故報告様式の変更について

日ごろから、下水道行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道の維持管理における人身事故及び水質等事故（以下、「維持管理事故」という。）が発生した際には、各下水道管理者より事故報告書を提出いただき、下水道セーフティネット[※]等で事故情報や再発防止策、経年分析結果を周知することで、維持管理事故の未然防止・抑制を図っているところです。

より正確な事故情報等の提供や分析を行うため、平成29年度より事故報告様式を別紙1、2のとおり変更を行うこととしたので、平成29年4月1日からの維持管理事故報告については、新様式にて作成及び提出いただけますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・別紙1 維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書
(様式、記入例、水質事故等分類表)
- ・別紙2 維持管理事故（人身事故）に関する事故報告書
(様式、記入例、人身事故分類表)

※下水道セーフティネットURL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 報 (平成 年 月 日 時 分 現在)

担当:	氏名:
連絡先電話番号:	E-mail:

事故分類		☐ 水質事故 ☐ その他案件																			
都道府県名		事業者	事業種別		☐ 公共下水道 ☐ 特公下水道 ☐ 特環下水道 ☐ 流域下水道 ☐ 都市下水路 ☐ その他																
発生日時		※推定の場合はその旨記載。																			
発生場所		・ 発生場所(関係処理場)等 ・ 放流先河川名(海域名) ☐ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等)																			
施設損傷について		☐ 有 ☐ 無 施設・設備名: 供用年数 年/耐用年数 年 (メンテナンスの状況について)																			
事故類型	水質事故 「その他案件」の場合は記入不要	☐ ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) ☐ ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) ☐ ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 ☐ ④ 雨水管からの悪質下水の流出 ☐ ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 ☐ ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)																			
		原因者 ☐ 1. 下水道管理者(委託を含む) ☐ 2. 民間事業者(一般人を含む) ☐ 3. その他(天災、原因不明を含む)																			
		事故等の経緯及び対応																			
事故の原因等		・ 事故の原因 ・ 原因物質とその量 ・ 放流水質について (処理場名 :) <table><tr><td>測定物質</td><td>計測値</td><td>基準値(下水道法 / 水濁法等)</td><td>採水日</td><td>備考</td></tr><tr><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr></table> ※処理場からの放流水については、下水道法第8条に定める水質基準を超過した場合にも報告をお願いします。 ※水濁法等の基準値について、最大値、日間平均値がある場合は、上段下段に分けて記入してください。 ※測定物質の項目が足りない場合は適宜、項目を増やしてください。					測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考			/					/		
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	採水日	備考																	
		/																			
		/																			
事故への対応状況		☐ 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 () ☐ 関係機関への連絡 () ☐ 関係機関の取った緊急措置 () ☐ マスコミ対応 ()																			
水道原水など利水への影響		☐ 有 ☐ 無 ※有の場合は、どこで影響があるか記載																			
再発防止策																					

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

維持管理事故(水質事故等)に関する事故災害報告書

第 1 報

(平成29年 4月 1日 16時 00分 現在)

担当: ○○県○○市下水道部下水道課

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

事故分類	☒ 水質事故 ☐ その他案件				
都道府県名	○○県	事業者	△△△市	事業種別	☒ 公共下水道 ☐ 特公下水道 ☐ 特環下水道 ☐ 流域下水道 ☐ 都市下水路 ☐ その他
発生日時	平成29年 4月 1日 10時頃 ※推定の場合はその旨記載。				
発生場所	・発生場所(関係処理場)等 ○○市△△町□□丁1-2 (○○浄化センター) ・放流先河川名(海域名) 一級河川○○川 ☒ 管渠 ☐ マンホール ☐ 処理場 ☐ ポンプ場 ☐ その他(民間施設等)				
施設損傷について	☒ 有 ☐ 無 施設・設備名: 管渠(ヒューム管Φ300)(自然流下) 供用年数 65年/耐用年数 50年 (メンテナンスの状況について) (例) 毎年一回、マンホール蓋及びマンホール内の目視点検を実施。管路については、5年に一度、カメラ調査を実施。(昭和27年に施工)				
事故類型	☐ ① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合) ☐ ② 悪質下水の流入(放流水質が基準値に適合) ☐ ③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合 ☐ ④ 雨水管からの悪質下水の流出 ☒ ⑤ 下水道施設からの下水等の流出 ☐ ⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)				
原因者	☐ 1. 下水道管理者(委託を含む) ☐ 2. 民間事業者(一般人を含む) ☒ 3. その他(天災、原因不明を含む)				
事故等の経緯及び対応	(例) 4月1日 10:00 ○○市○○町の歩道内のマンホールから汚水が漏れていると地域住民から市へ連絡が入る。 11:30 ○○市下水道部管理課職員が現地を確認、管渠が閉塞していると想定。○○市環境課、○○警察署、○○消防署へ連絡し、交通規制の実施。 12:00 管路清掃業務委託(年間)の業者((株)○○)へ連絡、バキューム車、高圧洗浄車の手配。 12:30 交通誘導員配置後、現地にて清掃を開始。平行して、道路上のマンホールから流出した汚水を洗い流してバキューム回収し、生石灰にて消毒。 13:00 閉塞原因物質(繊維質のものと油脂				

水質事故等分類表

事故分類	事故類型	分類の説明	事故例
水質事故	①悪質下水の流入（放流水質が基準に不適合）	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したことが原因で、処理場からの放流水の水質が基準を超過した事故
	②悪質下水の流入（放流水質が基準に適合）	汚水管に水質基準を超過した汚水等の悪質下水が流入したが、処理場からの放流水の水質が基準に適合できた事故。	・民間施設より許容限度を超過した有害物質等が汚水管に流入したが、処理場における処理等で放流水の水質が基準を超過しなかった事故
	③悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	設備の故障や誤操作等により、処理場からの放流水の水質が基準に適合できなかった事故	・反応槽のブロー故障により、放流水の水質が基準を超過した事故 ・最終沈殿池より、汚泥が流出し、放流水の水質が基準を超過した事故
	④雨水管からの悪質下水の流出	雨水管に汚水や油等が流入し、河川や海などに流出した事故	・民間施設より重油が漏れ、雨水管に流入し、河川に流出した事故 ・排水設備の誤接続により、汚水が雨水管に流入し、河川に流出した事故
	⑤下水道施設からの下水等の流出	管路施設の破損等により、下水や汚泥等が道路などに流出した事故	・管渠の破損により、海へ汚水が流出した事故 ・マンホールポンプが停止し、マンホールから汚水が道路に溢水した事故 ・管渠内が油脂類等により閉塞し、マンホールから汚水が溢水した事故
	⑥その他事故（①～⑤以外の事故）	①～⑤に分類されない水質等に関わる事故	・管渠内で硫化水素が発生し、異臭騒ぎ
その他案件	—	人身・水質事故に分類されない案件	・処理場内の除草作業で発生した刈草が車のマフラーの熱で発火した案件。 ・中継ポンプ場へ侵入され、窓ガラスを割られた案件 ・施設設備損傷が発生したが、迅速な対応を行った為、水質事故とはならなかった案件。

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第 報

現在

都道府県名		事業者		事業種別	公共下水道	特公下水道	特環下水道
					流域下水道	都市下水路	その他
事故災害の状況							
発生日時				発生経緯 及び 内容 (事故原因)			
発生場所							
罹災者	(所属・氏名)		(性別)				
			(年齢)				
	従事作業						
	(被害状況)						
事故類型	① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒		
	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ		
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他			
措置状況				事故災害状況図 (別紙添付可)			
関係官署 事故調査状況							
再発防止策	(別紙添付可)						
報道等の発表等							
備考							

維持管理事故(人身事故)に関する事故災害報告書

第〇報

(最終)

▲最終報告の場合、
(最終)と記入

18:00

現在

都道府県名	〇〇県	事業者	△△市	事業種別	○ 公共下水道	特公下水道	特環下水道
					流域下水道	都市下水路	その他
事故災害の状況							
発生日時	平成29年4月1日 15:00頃				発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できる限り詳細に記入		
発生場所	△△市 □□処理場				発生時の作業状況(作業内容、保安器具等の状況、天候等)、事故発生原因、事故内容について、できる限り詳細に記入		
罹災者	(所属・氏名)	(性別)		発生経緯及び内容(事故原因)			
	自治体職員	男					
	下水三郎	(年齢)					
	従事作業	38					
	放流水質調査						
	(被害状況)						
	右手中指骨折(全治4週間)						
事故類型	○ ① 墜落・転落	② はさまれ・巻き込まれ	③ 飛来・落下	④ 切れ・こすれ	⑤ 転倒		
	⑥ 激突	⑦ 土砂崩壊	⑧ 交通事故	⑨ 感電	⑩ おぼれ		
	⑪ 火災・爆発	⑫ 公衆災害	⑬ 作業車両の横転	⑭ その他			
措置状況	事故発生直後からの措置状況を時系列に記入。				事故災害状況図		
関係官署 事故調査状況	労働基準監督署、警察、他部局等の調査状況を記入				(別紙添付可)		
再発防止策	(別紙添付可)				再発防止策を記入		
報道等の発表等	有無を記入						
備考							

＜参考＞

人身事故分類表

事故種別	事故類型	事故事例
死亡事故	① 墜落・転落	人が建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合を含む。交通事故を除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
	② はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじれる等をいう。交通事故は除く。
	③ 飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。切断片、切削粉等の飛来、その他自分のもっていた物を足の上に落とした場合を含む。
	④ 切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
	⑤ 転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合をいう。感電して倒れた場合には感電に分類する。
	⑥ 激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合、物が主体となって人にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合、つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合も含む。交通事故は除く。
負傷事故	⑦ 土砂崩壊	土砂等がぐずれ落ちまたは崩壊して人にあたった場合をいう。
	⑧ 交通事故	交通事故のうち道路交通法適用の事故をいう。事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
	⑨ 感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
	⑩ おぼれ	水中に墜落し、または流されておぼれた場合をいう。
	⑪ 火災・爆発	火災の発生、爆発の発生による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても火災、爆発に起因している場合、火災・爆発に分類する。
	⑫ 公衆災害	第三者に危害を与えてしまった場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、被災者が第三者である場合、公衆災害に分類する。
	⑬ 作業車両の横転	作業車両の横転による場合をいう。他の分類に該当する場合であっても、作業車両の横転に起因する場合、作業車両の横転に分類する。
	⑭ その他	①～⑬に分類できないもの。

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 3 日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当課長
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長
都市再生機構下水道担当チームリーダー

） 殿

国土交通省 水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設が起因する道路陥没の情報提供について

近年、下水道管路の老朽化等に起因する道路陥没事故が年間に約 3,300 件発生しており、中には、第三者が巻き込まれるなど重大な事故に繋がる道路陥没も発生しているところです。国土交通省としては、特に社会的影響が大きいと思われる道路陥没について、早期に把握する必要があることから、道路陥没事故が発生した場合の報告について、下記のとおり要領を定めましたので、平成 29 年 4 月以降については、本要領に定めた手順により報告をお願いいたします。

記

1. 情報提供対象とする道路陥没

- 死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- 罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故
- 第三者（民間人）が絡む事故
- メディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

2. 様式

- ・別添の【様式 1】【様式 2】に必要事項を記入の上ご報告をお願いします。

3. 添付資料

- ・図面（平面図、断面図、ポンプ場からの圧送管布設距離が把握可能な図面）、写真（道路陥没状況、作業状況、老朽管の状況、復旧状況）、新聞記事等

4. その他

- ・第1報は速やかに情報を把握（新聞報道やTV報道前）するため、当日中に報告することとし、その際には本省、地方整備局等に同時に報告すること。また、第1報の添付資料は陥没状況の写真添付程度で情報提供。（その他図面、詳細な写真等については可能な範囲で事故発生日に提出。）
- ・第2報は新聞報道内容の事実関係について自治体に確認した結果や、復旧状況、追加調査結果等とする。
- ・第3報以降（最終報告）は現場追加調査状況、最終復旧（管更生完了等）の情報提供。
- ・【様式1】については速やかに、【様式2】については最終報告時点での提出をお願いする。

事 務 連 絡

平成 31 年 4 月 15 日

日本下水道事業団

総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課課長補佐

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」
の円滑な施行に向けて

標記について、内閣府及び厚生労働省より別添のとおり周知がありました。貴法人におかれましても、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成三十年法律第九十九号。）の附帯決議の趣旨を踏まえ、業務の状況に応じ、労働環境の確保に関し適切な御配慮をいただきますよう、お願いいたします。

平成31年4月16日

北海道知事 殿

国土交通省水管理 ・ 国土保全局長

「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について

「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」（昭和46年建設省告示1705号）が今般改正されたことに伴い、「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」（昭和62年8月1日付け都下企第36号）を下記のように改正し、平成31年度予算に係る国の補助金等から適用するので遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠の範囲は、別表に定めのあるものについては、同表に定める基準によることとする。

- 一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成26年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。

北海道下水道担当部長 殿

国土交通省水管理 ・ 国土保全局下水道部
下水道事業課長

公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて

公共下水道に係る主要な管渠の範囲については、平成31年4月16日付け国水下事第2号国土交通省水管理・国土保全局長通達「「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について」（以下「局長通達」という。）により通知したところであるが、その取扱いについては下記によることとしたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

1. 局長通達の別表は、「下水道法施行令24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」（昭和46年建設省告示第1705号）の第6項第1号の規定を踏まえ設けたものである。
2. 局長通達の一、二における「補助対象率」は、分流式の污水管きょに係るもののみの補助対象率であり、1市町村で公共下水道と特定環境保全公共下水道の両事業を実施している場合には、両事業につき合算した補助対象率とする。
3. 局長通達の一、二における「補助対象率」は、市町村に複数の処理区が存在する場合は、原則としてこれらを合計した補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとする。ただし、処理区毎に第1種、第2種及び第3種の区分の適用が異なる場合、種別毎に補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとする。

4. 局長通達の一、二における「補助対象率」の計算にあたっては、以下に係る事業費を除くものとする。

ア) 新市街地関連として実施されるもの

イ) 下水道総合地震対策計画に位置づけられた分流式の污水管渠に係るもの
(国土交通省告示別表に定める基準により補助対象となるものを除く。)

ウ) 下水道未普及解消重点整備計画に位置づけられたもの

エ) 効果促進事業

5. 局長通達の一、二における「平成26年度以降の各年度」は、局長通達別表を適用しようとする年度の前年度までである。

6. 局長通達の一における補助対象率の「算定」に用いる別表は、平成30年度以前については平成25年改正別表(国土交通省告示第492号)を、平成31年度以降については平成31年改正別表(国土交通省告示第498号)をそれぞれ適用するものとする。

なお、局長通達別表が適用された年度についても、補助対象率の「算定」の際には国土交通省告示別表を適用するものとする。

附 則

「下水道未普及解消重点支援制度における公共下水道に係る主要な管渠の取扱いについて」(平成21年4月1日付け国都下事第500号)は廃止する。

事 務 連 絡

平成31年4月19日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付 課長補佐

P R T R 制度における届出及び化学物質管理計画の策定について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下化管法という)に基づき、一定の要件を満たす下水道事業者は、第一種指定化学物質等取扱事業者として、下水道法第21条第1項の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の下水道終末処理施設からの排出量を把握し、毎年度6月30日までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

つきましては、P R T R 制度の確実な運用を図るため、「化管法の対象となる下水道事業者判定フロー」(別紙1)に基づき、届出の必要性の有無を確認し、届出に万全を期すようお願いいたします。詳細は、「化管法の対象となる下水道事業者とその責務」(別紙2)を参照して下さい。

また、届出に際しては、「P R T R 届出提出前の確認事項」(別紙3)に基づき、届出内容の確認をお願いします。

なお、下水道事業者の届出の一部については、紙面又は磁気ディスクによる届出が行われているところですが、特に紙面による届出の事務処理には多くの労力を要し支障となっています。P R T R 届出事務全体の効率化の観点から、「電子届出の促進について」(別紙4)を参照し、原則、インターネットブラウザによる電子届出を活用いただきますようお願いいたします。

さらに、下水道における化学物質リスク管理の初期対応では、化学物質管理計画が必要であることから、下水道終末処理施設を設置する下水道事業者のうち化学物質管理計画を未策定の団体においては、「化学物質管理計画の策定」(別紙5)を参照し、早期に策定していただくようお願いいたします。なお、日常業務を体系的に整理しとりまとめることで、容易に化学物質管理計画を策定できる簡易様式(別紙6)を作成しましたので参考として下さい。

今後、化学物質管理計画の策定状況についてフォローアップしていきますのでよろしくお願い致します。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村(政令市を除く)に対して、この旨周知方よろしくお願い致します。

連絡先 国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 永末
tel:03-5253-8432 E-mail: nagasue-s255@mlit.go.jp

事 務 連 絡
平成 3 1 年 4 月 2 2 日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部流域下水道計画調整官

大腸菌調査(全国調査)の実施について

日頃より下水道行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年の全国下水道主管課長会議でお伝えしたとおり、環境省において、新たな環境基準項目として大腸菌数の導入の検討が進んでいます。

環境基準に設定されれば、水質汚濁防止法に基づく排水基準項目の追加及び下水道法施行令第 6 条（放流水の水質の技術上の基準）の改正について検討する必要があります。

そこで、昨年度に引き続き、全国の終末処理場での大腸菌数の実態調査を下記のとおり実施しますので、ご協力の程お願い致します。

また、各都道府県においては、貴管内市町村に対し周知して頂きますよう、お願い致します。なお、詳細な調査方法等については、後日、改めて事務連絡を発出する予定です。

記

1. 測定箇所：流入下水、一次処理水、消毒前処理水、放流水
2. 測定回数：7 月～9 月中に 1 回（雨水の影響の少ない時）
3. 測定方法：大腸菌数：平板培養法
その他の項目：下水試験法
4. 測定項目：水温、pH、SS、アンモニア性窒素、BOD、COD、大腸菌数、大腸菌群数、残留塩素濃度（遊離残留塩素、全残留塩素）
5. 備考：本調査に係わる費用は、各都道府県・市町村・事務組合等のご負担となりますので、予算措置等の程宜しくをお願いします。
6. 問い合わせ先：
国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付 伊勢
電話：03-5253-8432 E-mail：ise-t2n6@mlit.go.jp

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 23 日

各都道府県、政令指定都市 担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室 課長補佐
下水道部流域管理官付 課長補佐
海 岸 室 企画専門官

水害（洪水、雨水出水、津波又は高潮）ハザードマップの作成について（再周知）

日頃より水防行政にご理解ご協力賜りありがとうございます。

平成 30 年 7 月豪雨では、あらかじめ行政が想定していた浸水想定区域内等で災害が発生し、住民に避難を促す情報も数多く発信したにもかかわらず、避難行動につながらなかった地域もあり、各地域で多くの被災者を生むこととなりました。この教訓を踏まえて、国土交通省は地方公共団体、各種メディアの関係者等と連携し、「住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザード・リスク情報共有プロジェクト」を立ち上げ、災害リスク情報の効果的な発信に努めております。また、「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（平成 30 年 12 月 中央防災会議防災対策実行会議）では、ハザードマップ等により想定される災害リスクの周知を徹底することの重要性が改めて報告されたところです。

水害が発生した場合には、住民だけでなく一時的に地域に滞在する通勤者や旅行者なども被災するおそれがあるため、ハザードマップの地図面等に表示する浸水深等の閾値や配色は災害の種別を問わず、各市町村間で統一することが望ましいと考えております。

つきましては、すべての利用者にとってわかりやすいハザードマップ等が作成されるよう別紙のとおり各種マニュアル等を公表しておりますので、関係市町村にも周知のうえ、ご活用いただくようよろしくお取りはからいください。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

課長補佐	相澤（内線 35439）
課長補佐	望月（内線 35454）
津波水防係長	西（内線 35457）
水防企画係長	竹下（内線 35456）

TEL：03-5253-8460（直通）

下水道部流域管理官付

課長補佐	長谷川（内線 34323）
水害対策係長	中田（内線 34314）

TEL：03-5253-8432（直通）

海岸室

企画専門官	小川（内線 36322）
津波・高潮対策係長	田中（内線 36324）

TEL：03-5253-8471（直通）

ハザードマップ等の作成にあたっては、下記資料等をご参照ください。

項目	手引き・マニュアル	相談先
ハザードマップ	水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年 4 月） http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/suigai_hazardmap_tebiki_201604.pdf	水防企画室 TEL: 03-5253-8460

（参考）浸水想定区域図等作成マニュアル

項目	手引き・マニュアル	相談先
洪水	洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第 4 版）（平成 27 年 7 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/manual_kouzui_shinsui_1710.pdf	水防企画室 TEL: 03-5253-8460
雨水出水	内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（平成 28 年 4 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/souteizu_manual.pdf	下水道部 TEL: 03-5253-8432
津波	津波浸水想定の設定の手引き（平成 31 年 4 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/tsunamishinsui_manual.pdf	海岸室 TEL: 03-5253-8471
高潮	高潮浸水想定区域図作成の手引き（平成 27 年 7 月） http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/takashioshinsui_manual.pdf	海岸室 TEL: 03-5253-8471

(地方整備局等下水道担当課長経由)

都道府県下水道担当課長 殿

政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課課長補佐 村岡 正季

平成 31 年度下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業について (周知)

下水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

下水汚泥のバイオガス化・固形燃料化等によりエネルギー利用することが可能ですが、生ゴミや刈草、家畜糞尿等の地域で発生するバイオマスを集約することで、効率的なエネルギー利用が可能となるとともに、地域の資源循環を生み出し、地域の雇用創出も期待されます。

これらの取組の案件形成を支援するため、国土交通省は、昨年度に引き続き、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ事業」を以下のとおり実施します。本事業は、実績を有する地方公共団体職員や国土交通省及び関係省庁職員等を派遣し、助言や意見交換等を実施するものです。また、併せて下水処理場における地域バイオマス受入に関する、国土交通省及び関係省庁等への各種質問・相談を対象としたメール窓口も設置いたします。

つきましては、下記の要領で支援対象団体の公募の受付をいたしますので、下水道事業者におかれましては、積極的なご活用のご検討をお願い申し上げます。

都道府県下水道担当部（局）におかれましては、貴管下の下水道事業者等への情報提供を併せてお願い申し上げます。

記

1. 事業概要

(1) 下水道エネルギー拠点化コンシェルジュの派遣

募集期間：2019 年 4 月 25 日（木）～5 月 24 日（金）17：15 必着

募集要領：国土交通省下水道部 HP に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000411.html

(2) メール窓口による個別相談

下水道エネルギー拠点化 メール窓口

本業務事務局（三菱総合研究所） gesui_biomass@ml.mri.co.jp

2. 参考

昨年度の実績 <http://www.mlit.go.jp/common/001282913.pdf>

地域バイオマスに関するパンフレット <http://www.mlit.go.jp/common/001232781.pdf>

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課資源利用係長 岡内啓悟

TEL：03-5253-8427

E-mail：okauchi-k24j@mlit.go.jp

令和元年 5 月 30 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付
流域下水道計画調整官

下水再生水等の活用の推進について

下水道は都市内の汚水、雨水を集約しており、その処理水（下水再生水）や雨水を用途に応じた水資源として活用することにより、健全な水循環の維持、回復や資源の有効活用に貢献することができます。また、渡良瀬川流域や吉野川流域など、近年取水制限が行われた地域では渇水問題が顕在化しており、下水再生水の活用が期待されていると考えられます。

このため、下記に注意の上、下水再生水等の一層の活用を推進していただくようお願いします。

各都道府県においては、貴管内の下水道事業を実施している市町村（政令市を除く）に対して、この旨周知方よろしくをお願いします。

記

1. 「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を踏まえ、下水再生水や雨水利用の積極的な活用に努めること。この際、多くの関係者及び市民への広報に努めるとともに、下水再生水等の水質及び水質に応じた利用用途などの利用上の注意について適切に周知されるよう十分に配慮すること。
2. 特に近年、取水制限が行われている地域等では、より一層、下水再生水の供給等に努めること。その際、実際に渇水が発生してから対応するのではなく、日頃から関係者と情報を共有し、下水再生水の供給可能箇所や供給方法等に関する積極的な周知を図ること。また、平成 29 年に国土交通省が公表した「渇水時等における下水再生水利用事例集」を参考に、下記の点についても留意の上、既存の再生水の場合内利用設備の一般への開放などできるだけ短期間で対応可能な暫定的な再生水供給方法についても検討すること。

- ・ 場内の安全の確保（場内交通、取水時の転落防止等）
- ・ 取水者・取水量等の記録
- ・ 取水ポンプや電源の確保（場内にない場合は取水者が自ら持参する旨を通知）
- ・ 再生水水質、用途の目安の提示、飲用不可であることを明示
- ・ 取水時や再生水利用時の事故等の責任の明確化
- ・ 既存の協定等(河川維持用水等)に抵触しないことの確認
- ・ 恒常的に再生水の供給を行う場合は吐口調書等の事業計画の変更が必要

(参考)

■下水処理水の再利用水質基準等マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/04/040422/05.pdf>

■渇水時等における下水再生水利用事例集

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000529.html



市民への配布（給水施設の設置）



道路・公園等の樹木等への散水



工事現場等の清掃用水



農業用水



消火用水

国 水 下 企 第 3 号
国 水 下 事 第 7 号
国 水 下 流 第 1 号
令和元年5月31日

各都道府県知事 殿
各指定都市の長 殿
地方共同法人 日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人 都市再生機構理事長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
下 水 道 部 長

出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について

出水期における下水道施設の管理等については、都市浸水被害の軽減のため、平成27年に水防法及び下水道法の改正を行ったところであり、関係部局等とも連携を図りつつ、下記事項及び「出水対策について」（令和元年5月16日国水防第8号）に留意の上、遺漏のないよう、お願いしたい。また、昨年7月豪雨の教訓を踏まえ設置された「都市浸水対策に関する検討会」で提言された、浸水被害激化への対応と下水道システムの機能確保に向けて強化すべき施策の推進を図られたい。

特に、近年の災害等により、下水道施設に大きな被害が生じているところについては、十分な対応を図られたい。

なお、都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願いたい。

記

1. 下水道施設の点検等について

- (1) 雨水を排除するための下水道施設（管きょ、ます、マンホール、樋門、伏越し、雨水調整池及びポンプ場・処理場）については、施設の損傷の有無の確認等に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を講ずるようお願いしたい。また、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、管理者と連携の上、適切に対応願いたい。

ア. 管きよ

- ・土砂等の堆積状況

イ. ます

- ・落葉、ごみ等の付着状況
- ・土砂等の堆積状況

ウ. マンホール

- ・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況

エ. 樋門

- ・ゲートの開閉状況

オ. 伏越し

- ・土砂等の堆積状況

カ. 雨水調整池

- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況
- ・安全柵等の損傷状況

キ. ポンプ場・処理場

- ・ポンプ及び自家発電設備の作動状況
- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

- (2) 低地に設置されている処理場、ポンプ場については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検するとともに、浸水のおそれがある場合には、機器等の設置高さの変更や、扉の水密化等により、浸水に対応できる構造とするとともに、燃料供給体制を確保するなど、迅速な復旧作業に必要な措置を講ずるようお願いしたい。
- (3) 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講ずるようお願いしたい。
- (4) 下水道施設に被害が発生した際、迅速な被害状況の把握や、復旧方法の検討に活用できるよう、設計図書の適切な保管を徹底されたい。

2. 豪雨時における体制確保等について

- (1) 迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努めるようお願いしたい。
- (2) 豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努めるようお願いしたい。また、その際には防災事務に従事する者の安全確保に留意をお願いしたい。
- (3) 豪雨後には、速やかに浸水被害の有無やその程度、下水道施設の被災の有無やその程度等を十分に把握願いたい。また、浸水被害や下水道施設の被災がある場合は、適切な

対応を図られたい。

- (4) 発災後の調査、応急復旧等にあたっては、被災した地方公共団体の体制だけでは困難な場合があることから、他の地方公共団体連携した支援体制の構築や、民間企業等との協定締結など、適切な対応を図られたい。

3. 水防体制の強化について

- (1) 豪雨時に、人員及び水防資機材の動員、情報の収集、緊急連絡、適切な水防工法の実施等が迅速かつ効果的に行えるよう、関係機関等と十分情報交換をするようお願いしたい。
- (2) 水防資機材の点検整備又は手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるようお願いしたい。
- (3) 病院や地下街等の施設の浸水を防止するため、施設管理者が取組む止水板設置などの対策について、下水道浸水被害軽減総合事業を活用するなど、支援の充実にお願いしたい。
- (4) 企業等の浸水被害軽減や早期の業務再開に資する BCP 作成を支援するため、必要な防災情報の提供に努めるようお願いしたい。
- (5) 平成 27 年に改正した水防法において、内水に係る下水道施設の水位情報の通知・周知制度、想定される最大規模降雨に対応する浸水想定区域制度を創設しており、地下街等が発達している区域に存する排水施設等については、検討の上、速やかに、水位周知下水道へ指定するとともに、その浸水想定区域の指定・公表を行うようお願いしたい。

4. 地域住民等への防災情報の提供、防災意識の啓発について

- (1) 内水ハザードマップの作成や、雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備に努めるとともに、住民や地下街等の重要な施設の管理者への情報提供を充実するようお願いしたい。
- (2) 過去の水害を事例に、防災教育や防災訓練を実施するなど、住民自らが浸水リスクを適切に理解できる取り組みを行うようお願いしたい。
- (3) 豪雨時に発現した下水道施設の整備効果については、住民への速やかな情報提供に努めるようお願いしたい。
- (4) 大規模な水災害が発生する場合も想定し、発災前の段階における防災情報の発表・伝達等を的確かつ円滑に実施するため、時間軸に沿ったタイムライン（時系列の防災行動計画）等を事前に準備するなど、関係機関等との連携の強化を図られたい。

5. 地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水対策について

地下街・地下鉄及び接続ビル等の浸水は、電気施設の停電や地下空間の天井までの冠水による人的被害の発生等、大きな被害を生じるおそれがあることから、「地下街・地下鉄及び接続ビル等における内水に係る防災・減災対策の推進について」（平成 27 年 8 月 27

日国水下流第 40 号)において、地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者等と連携して次のことに努めるよう通知しているが、引き続き十分な対応を図られるようお願いしたい。

- (1) 避難確保計画・浸水防止計画の作成及び公表の支援
- (2) 地下空間の浸水に対する危険性の事前周知及び啓発
- (3) 地下街・地下鉄及び接続ビル等の管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達
- (4) 防災体制の確保
- (5) 地下空間への雨水流入の防止等浸水被害軽減対策の推進

6. 出水期間中の工事等について

- (1) 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下「管きょ内工事等」という。）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講ずるようお願いしたい。なお、現場特性に応じた工事等の中止基準・再開基準の設定や迅速に退避するための対応等について、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」にとりまとめているので、参考にされたい。
- (2) 工事等の実施にあたっては、工事仮設物が河川等の洪水流下機能を阻害するなどにより、浸水被害を助長することがないように留意願いたい。

7. 都道府県知事による重大な浸水被害を防止するための指示について

都道府県知事は、公衆衛生上重大な危害が生じるような浸水被害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、下水道法第 37 条第 1 項の規定に基づき、下水道管理者に対し必要な指示を行うことができることに留意し、適切に対応願いたい。

以 上

<参考資料>

- ・「都市浸水対策に関する検討会」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000587.html

- ・「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000021.html

事務連絡
令和元年6月12日

各都道府県、関係政令都市
河川担当課長 殿
下水道担当課長 殿
(以上、各地方整備局等経由)

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐 

下水道部 流域管理官付 課長補佐 

100mm/h 安心プランの登録申請について

100mm/h 安心プランについては、平成31年4月1日付 国水治第184号、国水下事第77号において、実施要領を改定したところですが、今年度の登録申請受付期間については、以下の期間とします。

また、登録にあたっては、円滑な登録手続きを進めるためにも、別紙の登録の流れに基づき、下記受付期間前に本省を含む関係機関との事前調整を終えた上で登録申請がされるよう、お願い致します。なお、受付期間は、原則として第1期及び第2期のみと致しますが、特段の理由によりこれに間に合わない場合については、個別にご相談ください。

記

1. 受付期間

第1期 令和元年 8月 1日～令和元年 8月 30日
第2期 令和元年10月 1日～令和元年10月 16日
(予備) 令和元年12月 2日～令和元年12月 17日

2. 問合せ先

北海道開発局 地方整備課、都市住宅課
各地方整備局 地域河川課、都市整備課、都市・住宅整備課
沖縄総合事務局 流域調整課、建設産業・地方整備課

3. その他

様式は、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。
<http://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/index.html>

令和元年 6 月 18 日

北海道開発局 低潮線保全官
都市事業管理官
各地方整備局 河川管理課長
下水道担当課長
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課長
都道府県・政令指定都市 河川管理担当課長
下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課河川保全企画室 課長補佐
下水道部流域管理官付 課長補佐

移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除の推進について

近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、浸水被害が多発している。平成 30 年 7 月豪雨では西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的豪雨が発生し、その結果、多数の死者・行方不明者と 3 万棟近い家屋被害に加え、都市中心部でのライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

これを受けて、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」（以下、「答申」という。）において、緊急的に実施する対策の一つとして、社会経済被害を最小化し、中心市街地や重要拠点等の機能確保を図るため、「排水先の河川の水位が低く、水位予測によっても河川の水位上昇が見込まれない場合などは、予備ポンプや移動式ポンプ等を活用して効果的な内水排除を推進すること」が示されている。

答申を踏まえ、河川管理者及び下水道管理者は、社会経済被害の最小化に向け相互に連携し、「出水時における排水ポンプ場の運転調整について」（平成 13 年 6 月 27 日 国河治第五二号）「出水時における排水ポンプ場の運転調整等について」（平成 13 年 6 月 27 日 国都下流第一六号）に基づく運転調整ルールを設定を前提として、移動式ポンプ等を活用した効果的な内水排除に向けた運転ルールを適切に定められたい。

都道府県におかれては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願いたい。

国水下企第 16 号
令和元年 7 月 1 日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について

今般、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法第 2 条に基づき、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）が規定する用語のうち、「日本工業規格」等の用語が改正されることとなった。

これに伴い、別添のとおり、令和元年 6 月 28 日付け国土交通省告示第 233 号により、「下水道処理施設維持管理業者登録規程」（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）を一部改正して、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める等の措置を行い、同年 7 月 1 日から施行することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

国水下企第 17 号
令和元年 7 月 1 日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等下水道担当部長等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

「昭和 62 年建設省告示第 1350 号」の一部改正について

今般、技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号）の改正に伴い、昭和 62 年建設省告示第 1350 号で引用する技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験の選択科目の名称が「廃棄物・資源循環」に変更となった。

これに伴い、別添のとおり、令和元年 7 月 1 日付け国土交通省告示第 246 号により、「昭和 62 年建設省告示第 1350 号」の一部を改正して、技術士法による第二次試験の選択科目の名称を「廃棄物・資源循環」に改め、選択科目の名称が「廃棄物・資源循環」に変更される以前の技術士法による第二次試験の合格者を、「廃棄物・資源循環」に変更された後の技術士法による第二次試験の合格者と同等に扱うよう措置し、同年 7 月 1 日から施行することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

事 務 連 絡
令和元年 7 月 2 日

日本下水道事業団
会計課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課課長補佐

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年 10 月 1 日に消費税率（地方消費税率を含みます。）が 8 % から 10 % に引き上げられます。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）が制定・施行されているところです。

今般、別添 1 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（令和元年 6 月付け 20190522 中第 3 号 公取取第 44 号 経済産業大臣・公正取引委員会委員長名）、並びに、別添 2 「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力をお願い（協力依頼）（令和元年 6 月 27 日付け 消表対第 285 号 消費者庁表示対策課長名）が関係事業者等宛てに発出されております。

つきましては、別添 1 及び別添 2 の趣旨を踏まえ、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を着実にを行うよう要請します。

事 務 連 絡
令和元年7月3日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について

標記について、下記の通り運用するので適切な事業執行方お願いします。

各都道府県にあつては管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくようお願いします。なお、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について（平成29年7月28日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」及び「下水道管きよの更生工法に係る個別協議の運用について（平成28年1月18日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止とします。

記

更生工法による管きよ改築に関する交付対象は、(1)～(5)の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用します。

- (1) 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること
- (2) 既設管について維持修繕基準等に基づき適正な維持管理が行われていたこと
- (3) 更生を行う管きよの下水道ストックマネジメント計画が策定されていること（ただし、下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等、他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は、あらためて下水道ストックマネジメント計画に位置づける必要はない。また、下水道長寿命化支援制度に基づく下水道長寿命化計画の取扱いについては、別途、「下水道ストックマネジメント支援制度及び下水道長寿命化支援制度の運用について（平成28年4月1日下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」による。）
- (4) 更生範囲が少なくとも1スパン(人孔間)以上であること

- (5) 更生工法の種類毎に、別表 1 に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。なお、別表 1 に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

当該個別協議にあたり、公益財団法人日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業に基づく建設技術審査証明書を取得しているなど、一定の技術的知見が蓄積されていると認められる工法（以下、「第三者認定工法」という。）を採用する場合については、第三者認定工法を採用しようとする現場条件に対し、当該工法が建設技術審査証明書等を取得した際の評価項目及び要求性能等を照らし合わせた結果、当該工法の適用可能性があると判断される場合については、その根拠を示した書面等をもって個別協議を行うことができる。

以上

別表 1

工法種類	定 義	条 件	適用すべき基準等	備 考
反転工法	熱または光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの	自立管として設計すること	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	左記の基準の適用開始時期は別表2のとおり なお、適用開始時期までは旧基準を適用できるものとする
形成工法	樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧または空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの	自立管として設計すること	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	
製管工法	既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間隙にモルタル等を充填することで管を構築するもの	自立管及び複合管として設計すること	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版(公社)日本下水道協会)	
鞘管工法	工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本工業規格等の基準が定められているもの	自立管として設計すること	・日本工業規格(JIS) ・日本下水道協会規格(JSWAS) ・(公社)日本下水道協会の認定工場制度に基づく認定資器材(I類・II類)等	

- (注) 1 「旧基準」とは、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(平成23年12月(社)日本下水道協会)」のことをいう。
- 2 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。
「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。
- 3 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。
- 4 「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(2017年版(公社)日本下水道協会)」は、部分的なライニング等の修繕には適用されないこと。
- 5 下水道総合地震対策事業において管きょ更生工法により耐震化を行う場合も、本表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。

別表 2

目次項目	ガイドラインの適用開始時期				備 考（対象項目）※2
	H29. 7. 28 から	H30年度 から※1	H31年度 から※1	別表 3 による	
1. 4. 1 自立管の要求性能				○	要求性能への追加記載事項、現場硬化管の短期曲げ強さ定義(耐荷性能)・耐薬品性試験方法や現場硬化管（ガラス繊維なし）長期曲げ強さ試験時間の変更、引張伸び率等の追加項目
1. 4. 2 複合管の要求性能			○		要求性能への追加記載事項、充填材ヤング率・接合部引張強さ等の追加項目
3. 4. 6 地震時の荷重 （複合管）		○			周面せん断力の考慮
3. 4. 12 耐震設計の考え方 （複合管）		○			周面せん断力の考慮、地盤バネの算出方法、C s の導入
4. 2. 5 材料の品質管理及び しゅん工時の品質管理	○※3				耐薬品性試験方法変更（しゅん工時試験）
上記以外	○				

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。（猶予期間）

※2 備考欄の内容については、ガイドライン適用開始後対象とする項目であり、猶予期間については旧基準も適用できるものとする。
ただし、「3. 4. 6」、「3. 4. 12」の対象項目の猶予期間は、旧基準のみを適用する。

※3 「4. 2. 5」における自立管の現場硬化管については、R3年度から適用する。

別表 3

種 別		ガイドラインの適用開始時期		
	更生材	H31年度 から※1	R2年度 から※1	R3年度 から※1
現場硬化管	ガラス繊維なし			○
	ガラス繊維あり		○	
密着管	—	○		
ら旋巻管	—	○		

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。（猶予期間）

事 務 連 絡

令和元年7月11日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

これまで地震災害及び風水害発生時の下水道施設の被害報告については、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(平成31年4月1日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、都道府県・指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで速やかに報告をお願いしているところです。

今般、6月下旬からの大雨において、下水道施設(雨水幹線)が被害を受けたものの、当該施設を管理する部局と下水道部局との間の情報連絡が不十分であったことから、施設被害の発生から報告までに1週間近く要する事態が見受けられました。

上記の事務連絡のとおり、下水道部局において、全ての下水道施設の被害状況等について適切に情報収集できるよう情報連絡ルートの再確認及び関係部局間の情報連絡の徹底をお願いします。

また、都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の早期報告について」(平成29年7月14日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡)に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付まで速やかに報告を行うよう改めてお願いします。

各都道府県におかれましては、管内市町村に対して周知していただけますようお願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和元年 7 月 24 日

各地方公共団体下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

包括的民間委託に関するアンケート調査への協力について

国土交通省と（公社）日本下水道協会では、「公共サービス改革基本方針」（平成19年10月26日閣議決定）に基づき、下水道施設の維持管理における包括的民間委託を推進するため、「包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）（平成20年6月）」（以下、「マニュアル」という。）の発刊等により地方公共団体を支援してまいりました。

このたび、（公社）日本下水道協会では、このマニュアルが発刊から10年以上経過していること等を踏まえ、マニュアルを改訂して一層支援することとしており、この改訂に係る委員会には、国土交通省も委員として加わり検討を進めております。

このマニュアルの改定にあたっては、包括的民間委託に関する最新の状況をアンケート調査により把握し、その結果を参考資料として掲載することで地方公共団体における包括的民間委託の導入を更に支援することが考えられております。

つきましては、公務御多用中、誠に恐縮ではございますが、この（公社）日本下水道協会が実施する包括的民間委託に関するアンケート調査に御協力をいただきますようお願いいたします。

各都道府県下水道担当 殿
各政令指定都市下水道担当 殿
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長

標準下水道条例の改正について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)に基づき、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るための措置を講ずるため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。)が 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布された。

これを受けて、内閣府から各府省宛ての事務連絡において、「政省令以下の法令等(各地方自治体に対して条例・規則等の例を示している通知も含む。)において成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものがあり、これらの規定についても速やかに検討を行い、見直しを行う」よう依頼があり、「政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても、基本的には、一括整備法の整備方針を踏まえた対応」を行う方針が示された。

従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付していた「標準下水道条例について」(昭和 34 年 11 月 18 日付け厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号)において、成年被後見人等に係る欠格条項を設けている規定等の整備を行うこととし、新たに別紙のとおり標準下水道条例を改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、事務の参考とされたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管下市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

記

一括整備法の整備方針では、従来の成年被後見人等に係る欠格条項について、心身の故障等がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて当該資格等からの排除の要否を判断する規定へ見直し等を行うとともに、資格等を取得した後に心身の故障により業務等を適正に行うことができなくなった旨を行政庁が可及的速やかに把握できるよう必要な届出規定等を整備することとされた。

標準下水道条例についても、一括整備法の整備方針を踏まえた対応を行うこととし、当該整備方針を踏まえて、所要の改正を行うものとする。

第一 排水設備指定工事店の指定に関する成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しについて（標準下水道条例第6条の2、第6条の3及び第6条の12関係）

- 1 現行の標準下水道条例第6条の3第1項第4号イは、排水設備指定工事店の指定に関する成年被後見人等に係る欠格条項であるため、整備方針に定めるとおり、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削除する。

新たな欠格条項として「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を同号ニとして追加する。

- 2 現行の標準下水道条例第6条の12は、排水設備指定工事店が市（町村）長に届け出なければならない場合について定めているところ。今回の改正に伴い、指定を受けた後に精神の機能の障害により排水設備指定工事店としての事業を適正に行うことができなくなった旨を市（町村）長が可及的速やかに把握できるようにする。加えて、必要に応じて指定の取消し又は一時停止を行うことを可能とするため、「第六条の三第一項第四号イ、ニ若しくはホのいずれかに該当するに至ったとき、」を同条に追加する。

- 3 その他所要の形式的改正を行う。

第二 責任技術者の登録に関する成年被後見人等に係る欠格条項等の見直しについて（標準下水道条例第6条の7関係）

- 1 現行の標準下水道条例第6条の7第2項第1号は、責任技術者の登録に関する成年被後見人等に係る欠格条項であるため、整備方針に定めるとおり、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削除する。

新たな欠格条項として「精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を同項第3号として追加する。

- 2 現行の標準下水道条例では、責任技術者が登録を受けた後、市（町村）長に対して届け出なければならない場合について定めていないところ。今回の改正に伴い、登録を受けた後に精神の機能の障害により職務を適正に行うことができなくなった旨を市（町村）長が可及的速やかに把握できるようにする。加えて、必要に応じて登録の取消し又は効力停止を行うことを可能とするため、「責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市（町村）長にその旨を届け出るものとする。」を同条第3項として追加する。

第三 その他（標準下水道条例別添関係）

別添に定める様式について、改元に伴う所要の改正を行う。

第四 留意事項

標準下水道条例は、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として作成しているものであり、規定方法や改正のタイミング、市町村規則に委任しているもの等については、各下水道管理者における事情等を踏まえて個別にご判断いただきたい。

国水下企第 49 号
令和元年 9 月 13 日

都道府県下水道担当部長 殿
政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室長
(公印省略)

「下水道処理施設維持管理業者登録規程」の一部改正について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成 28 年法律第 29 号)に基づき、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項等の適正化等を図るための措置を講ずるため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。)が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布された。

これを受けて、内閣府から各府省宛ての事務連絡において、「政省令以下の法令等において成年被後見人等に係る欠格条項を設けているものがあり、これらの規定についても速やかに検討を行い、見直しを行う」よう依頼があり、「政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても、基本的には、一括整備法の整備方針を踏まえた対応」を行う方針が示された。

これに伴い、別添のとおり、令和元年 9 月 13 日付け国土交通省告示第 544 号により、「下水道処理施設維持管理業者登録規程」(昭和 62 年建設省告示第 1348 号)を一部改正して、第 6 条第 1 項 1 号の「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」について、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に表現を改めるとともに、「精神の機能の障害により下水道処理施設維持管理業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を同項第 6 号として新たに追加する等の措置を行い、同年 9 月 14 日から施行することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、貴管下市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知されたい。

事 務 連 絡

令和元年 9 月 2 7 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

下水道事業分野における国土強靱化の取組推進について

地域における国土強靱化の取組を一層促進させるため、国土強靱化予算の重点化等について「国土強靱化予算の重点化等による地域の国土強靱化の取組推進について」(令和元年 9 月 9 日 大臣官房公共事業調査室、総合政策局公共事業企画調整課、国土政策局総合計画課 事務連絡)(以下、「事務連絡」という。別紙 1)により通知し、国土強靱化地域計画の早期策定を推進しているところです。

今後、国土強靱化地域計画の策定を進めるに際しては、国が策定した国土強靱化基本計画(別紙 2)等も参考に、下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策、ハード・ソフトによる総合的な浸水対策などを位置付けることについて、積極的に検討していただくようお願いいたします。

なお、事務連絡にあるとおり、各事業分野における防災・安全交付金の「重点化」等の具体的な内容については、現在検討中であり、後日、その内容について連絡する予定です。

各都道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く)に周知いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 9 月 2 7 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

風水害、地震等の災害に伴う大規模停電時における
下水道機能の維持・確保対策の徹底について

先般の令和元年台風第 15 号により、千葉県内等で大規模停電が発生し、多くの下水道施設において、自家発電設備による運転が行われた他、自家発電設備がない施設等においては、可搬式発電設備や電源車を設置する等の対応が行われました。

また、これらの対応に際しては、可搬式発電設備等の手配に時間を要し、下水道の使用自粛を要請した事例や停電の長期化に伴う自家発電設備の継続的な運転により故障が発生した事例などがあったところです。

風水害、地震等による停電等、災害時においても下水道施設の機能を維持、確保するため、ハード、ソフト両面から対策を推進していただいているところですが、引き続き「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」等に基づき、自家発電設備等の整備を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・調査や必要な修繕、定期的な保守運転などの適切な維持管理を実施するようお願いします。また、可搬式発電設備や燃料供給等の手配など、下水道 B C P に基づく停電対応が迅速に実施できるよう日頃から準備、意識向上を図るようお願いします。

なお、下水道 B C P 策定マニュアル改訂検討委員会（2019 年）において、北海道胆振東部地震等を教訓に、大規模停電を踏まえた下水道 B C P のあり方について検討しているところであり、今回の事案も勘案しながら、早急に改訂マニュアルを策定・公表することとしています。

各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

<下水道 B C P 策定マニュアル改訂検討委員会（2019 年）の検討状況>

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000515.html

事 務 連 絡

令和元年 10 月 11 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

台風第 19 号の接近に伴う下水道機能の維持・確保対策の徹底について

気象庁の発表によりますと、大型で非常に強い台風第 19 号は、12 日夕方から夜にかけて、非常に強い勢力を保ったまま、東海地方または関東地方に上陸し、その後東日本から東北地方を北東へ進む見込みです。

つきましては、令和元年 10 月 9 日にも連絡したところではありますが、「出水期における都市浸水被害の軽減対策等に関する下水道施設の管理について」（令和元年 5 月 31 日付国水下企第 3 号、国水下事第 7 号、国水下流第 1 号）や「風水害、地震等の災害に伴う大規模停電時における下水道機能の維持・確保対策の徹底について」（令和元年 9 月 27 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）に留意の上、特に台風による大雨や電源喪失を念頭に置いて、非常用発電設備や雨水排水ポンプの燃料を事前に調達するとともに、可搬式発電設備・電源車等の資機材及び燃料の調達体制や施設被害が生じた際の連絡体制の確保など、十分な備えをいただくよう、改めてお願いします。

各都道府県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 16 日

東京都下水道局 総務部 局務担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道施設におけるテロ対策の徹底について（依頼）

平素より下水道行政の推進について、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10 月 22 日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗食の儀（第 1 日）が、10 月 23 日に内閣総理大臣夫婦主催晩餐会が、11 月 14 日から 15 日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

については、天皇陛下の御即位に伴う儀式等の開催場所における下水道施設の管理及び警戒の強化など、適切な措置を講じられますようお願いいたします。



警察庁丙備一発第188号
令和元年8月19日

国土交通省大臣官房
危機管理・運輸安全政策審議官 殿

警察庁警備局長
(公印省略)

即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、天皇陛下の御即位に伴う儀式等につきましては、10月22日に即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀及び饗宴の儀（第1日）が、10月23日に内閣総理大臣夫妻主催晩餐会が、11月14日から15日に大嘗宮の儀がそれぞれ東京都内において執り行われる予定です。

これらの儀式等には多数の外国要人が参列することが、祝賀御列の儀には多数の奉祝者が参列することが見込まれています。

また、これら儀式等については、極左暴力集団等による違法行為が懸念されるほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているなど、厳しい情勢にあり、東京都内における警戒警備の徹底はもちろんのこと、それ以外の地域においても重要施設や公共交通機関等に対するテロ等違法行為の発生を未然に防止するための対策を講ずる必要があります。

警察では、国民の理解と協力を得て、天皇皇后両陛下、皇族方及び国内外要人の身の安全をはじめとする儀式等の安全及び円滑な進行を確保するとともに、違法行為の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解いただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

国土交通省に対する要請事項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 天皇陛下の御即位に伴う儀式等（以下「本儀式等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 本儀式等開催場所、宿舍周辺における小型無人機等の使用自粛
- 5 業務用車両、小型無人機等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 本儀式等開催場所、宿舍周辺における河川、道路、公園、共同溝等の管理及び警戒の強化並びにその要請
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底並びにその指導等
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理の強化の指導等
- 4 公共交通機関におけるポスター、放送等を通じた旅客への不審者（物）発見時の協力要請の指導
- 5 公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化の指導
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化の指導
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化及びその指導
- 8 鉄道ケーブル等交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化の指導
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底及びその指導

- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化の指導及び本儀式等開催場所、宿舍周辺における飛行・航行自粛要請
- 11 航空法及び小型無人機等飛行禁止法に係る要請
 - 本儀式等開催期間中について、本儀式等開催場所、宿舍周辺の上空における無人航空機の飛行自粛及び飛行させる場合の警察への連絡に係る協力の要請
 - 空港等における訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法の積極的広報
 - 個別事案発生時等における無人航空機の飛行許可・承認に係る警察からの照会への24時間即時対応体制の確保
- 12 本儀式等開催場所、宿舍周辺における緊急走行時の110番通報及びその要請
- 13 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 14 本儀式等開催場所、宿舍周辺において国土交通省が管理する公園内での小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 15 レンタカー事業者団体に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報等の指導
- 16 住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿への記載等の徹底の指導
- 17 祝賀御列の儀開催日の駅構内における雑踏事故防止に向けた指導
- 18 祝賀御列の儀の沿道における環境整備の推進
- 19 高速道路における交通規制等警備諸対策への協力

※ 下線の事項は、即位礼正殿の儀、饗宴の儀（第1日）及び内閣総理大臣夫妻主催晩餐会に伴う警備協力要請事項です。

事 務 連 絡

令和元年 10 月 17 日

関係県下水道担当課長 殿
関係政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

被災した雨水ポンプ場の応急対応について

気象庁の発表によれば、18 日から 19 日にかけて東北地方と東日本では、低気圧や前線の影響でまとまった雨となり、低気圧の発達程度等によっては大雨となる場所があるとされています。

つきましては、今般の台風第 19 号による浸水被害により、排水機能の停止・低下等が生じた雨水ポンプ場の応急対応について、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるとともに、住民や避難所等防災拠点の施設管理者へ速やかな情報提供及び避難体制の構築など、十分な備えをいただくよう、改めてお願いします。

なお、各地方公共団体で排水ポンプ車等の確保が難しい場合は、国土交通省までご相談願います。

各県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 21 日

関係県下水道担当課長 殿
関係政令指定都市下水道担当課長 殿
(地方整備局下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐
流域管理官付 課長補佐

被災した雨水ポンプ場の応急対応について

気象庁の発表によれば、台風第 20 号が九州の南東海上にあり、日本の南に停滞している前線には台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となっています。そのため、21 日から 22 日にかけて静岡県や関東甲信地方、東北地方では、低気圧や前線の影響で広い範囲で雨となり、22 日未明から昼過ぎにかけて静岡県や関東地方では雷を伴って激しく振るところがあるとされています。

つきましては、今般の台風第 19 号による浸水被害により、排水機能の停止・低下等が生じた雨水ポンプ場の応急対応について、排水ポンプ車や仮設ポンプの準備等の措置を講ずるとともに、住民や避難所等防災拠点の施設管理者へ速やかな情報提供及び避難体制の構築など、十分な備えをいただくよう、改めてお願いします。

なお、各地方公共団体で排水ポンプ車等の確保が難しい場合は、国土交通省までご相談願います。

各県におかれましては、所管施設における対策を実施していただくとともに、管内市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年10月28日

各都道府県 下水道主管部長 殿
各政令指定都市 下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
流域管理官付流域下水道計画調整官

内水ハザードマップの作成促進について

近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等により甚大な浸水被害が発生したが、一方で浸水被害があった市区町村のうち内水ハザードマップを作成していない市区町村も見受けられた。

ついては、未だ内水ハザードマップを作成していない市区町村においては、内水ハザードマップを早期に作成されるようお願いする。特に、床上浸水など甚大な浸水被害が発生した地区、下水道浸水被害軽減総合事業を実施する地区、地下空間利用が高度に発達している地区などを有する、内水ハザードマップの早期作成が必要な市区町村については、重点的に作成を進めるべきと考えている。

また、既に作成済みの市区町村においては、防災訓練や防災教育での活用など、継続的に住民の理解を促進するとともに、作成後の降雨状況等を踏まえ、適切に内水ハザードマップを見直すようお願いする。

なお、都道府県におかれては、貴管内の市区町村（政令指定都市を除く）に対して周知するとともに、作成等の促進をお願いする。

（参考）

・水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

事 務 連 絡
令和元年 11 月 8 日

都道府県下水道担当課長 殿

政令市下水道担当課長 殿

（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）

各市町村下水道担当課長 殿

（上記 各都道府県下水道担当課長経由）

日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

令和元年台風第 19 号に係る下水道施設の災害復旧工事等の取扱いについて

今般の台風第 19 号による広い範囲での甚大な被害の発生に際し、被災地における災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施をはかる観点から、工事等の一時中止に係る措置や随意契約の活用及びその際の繰越の適切な実施等、災害復旧事業において講ずべき施策について、別添資料の通り、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡が発出されております。

各位におかれましては、下水道施設に係る災害復旧工事等について適切に取り扱い頂いているところと思いますが、別添資料を参考に、引き続き被災地の状況も踏まえつつ、災害対応を含む円滑な発注及び実施体制の確保に取り組まれるようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 11 月 13 日

都道府県下水道担当課長 殿

政令市下水道担当課長 殿

(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)

各市町村下水道担当課長 殿

(上記 各都道府県下水道担当課長経由)

日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

下水道事業課 課長補佐 (事務)

下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について

標記については、「下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について(平成 11.10.27 都市局下水道部公共下水道課長補佐(事務)事務連絡)」により、適切な対応をお願いしているが、今般、会計検査院から内閣に送付された平成 30 年度決算検査報告において、不適切な事例が掲記されたところである。

水道管等の移設補償費を算定する場合、建設費については、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」第 8 条で、「既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合においては、当該公共施設等を建設するために必要な費用(土地代及び建設雑費その他通常要する費用を除く。)から、既存公共施設等の処分利益及び既存公共施設等の機能廃止の時までの財産価値の減耗分を控除した額を補償するものとする。ただし、既存公共施設等が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものである場合においてやむを得ないと認められるときは、その限度において、既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができる」こととなっている。

しかしながら今般、一部の地方公共団体において、やむを得ないとする明確な理由なく財産価値の減耗分を全く控除しない事態や、一部のみを控除して水道管等の移設補償を行った事態が見受けられた。

については、検査報告の内容に十分留意し、今後かかる事態を重ねて生ずることのないよう関係職員に周知徹底を図るとともに、関係法令の遵守、適切な補償費の算定、関係部局における積算審査の徹底になお一層努め、適正かつ効率的な予算執行をお願いする。

公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱第8条（建設費）

第8条 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行なわれる場合には、当該公共施設等を建設するために必要な費用（土地代及び建設雑費その他通常要する費用を除く。）から、既存公共施設等の処分利益及び**既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分を控除**した額を補償するものとする。ただし、既存公共施設等が国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものである場合においてやむを得ないと認められるときは、その限度において、既存公共施設等の機能の廃止の時までの財産価値の減耗分の全部又は一部を控除しないことができる。

2 既存公共施設等の機能回復が当該既存公共施設等を移転することによっても行なうことができる場合において、前項の規定により算定した額が次条本文の規定により算定した額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、同条本文の規定により算定した額を補償するものとする。



補償額＝代替施設の建設費－既存施設の処分利益－**既存施設の財産価値減耗分**

公共補償基準要綱の運用申し合せ第7第2項（減耗分の算定方法）

- 2 本条第1項に規定する既存公共施設等の財産価値の減耗分は、原則として、次式の定額法により算定した額を標準として定めるものとする。

$$D_n = C \left\{ (1 - R) \frac{n}{n + n'} \right\}$$

D_n ……経過年数 n 年間における減耗分相当額

C ……**既存公共施設等の復成価格**

R ……耐用年数満了時における残価率

n ……既存公共施設等の廃止時点までの経過年数

n' ……既存公共施設等の廃止時点からの残存耐用年数

（以下省略）



復成価格全体を対象として算出（工事費の一部を対象として算出しないこと）

公共補償基準要綱の運用申し合せ第7第4項（減耗分の負担が困難な場合）

4 **本条第1項ただし書**は次に掲げるところにより取扱うものとする。

- 一 国、地方公共団体に準ずる団体とは、公社、公団その他政府関係機関、公益事業者及び村落共同体等とする。
- 二 やむを得ないと認められるときは、財産価値の減耗分の全部又は一部に対応する費用の支出が困難となる次のような場合等とする。
 - (1) 地方公共団体が管理する既存公共施設等であつて、当該公共施設等に係る決算が継続的に赤字状況にある等、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合
 - (2) 村落共同体等が管理する既存公共施設等であつて、当該団体が減耗分相当額の資金調達力を有しない等と認められる場合

【解説】

- ・ (1) の「決算」は概ね3ヶ年以上の実績で判断すべき



決算書等により赤字の程度や財政規模等を個別に調査、勘案し判断すべき

事 務 連 絡
令和元年 12 月 18 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

事業マネジメント通信簿(Gレポ)の公表について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道事業におけるストックマネジメント、地震対策、未普及対策、浸水対策の促進を図るため、これらの取組状況について数値化(見える化)した各種通信簿を公表してきました。

今般、平成 30 年度末時点の状況を取りまとめ、「事業マネジメント通信簿(Gレポ)」として公表しましたのでお知らせいたします。

事業マネジメント通信簿は、自己評価と客観的数値による評価指標により自らの立ち位置が見える化したもので、事業の進捗や、他団体との比較による自己評価を行うことで、注力すべき事業の政策判断に活用していただくことなどを期待しています。今回新たに公表した事業マネジメント通信簿では、これまで公表してきた 4 つの施策ごとに数値化した結果をレーダーチャート形式にて見える化したほか、5 段階評価の根拠となる評価項目ごとの詳細な結果について確認できるようになりました。

各地方公共団体においては、下水道事業の持続性向上に向けて、積極적으로ご活用いただきますようお願いいたします。

<事業マネジメント通信簿の公表アドレス(下水道全国データベース内)>

<https://portal.g-ndb.jp/portal/report/> (一般公開用)

<レーダーチャート・評価項目の詳細結果(下水道全国データベースログインページ内)>

<https://portal.g-ndb.jp/portal/>

※ 上記トップページよりログインしてご確認ください。

事業マネジメント通信簿(Gレボ)について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室



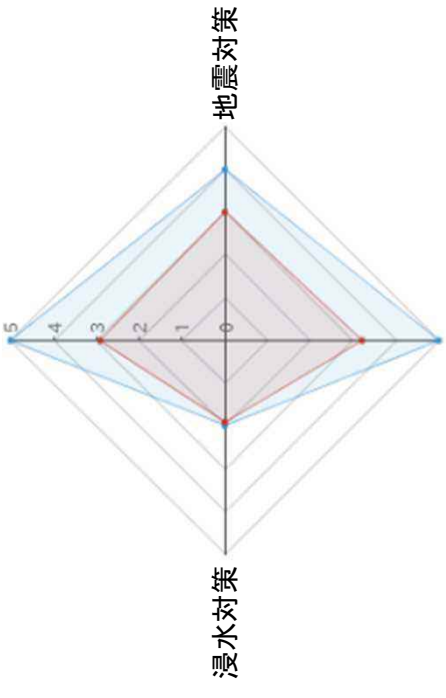
国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 「ストックマネジメント」「地震対策」「未普及対策」「浸水対策」「浸水対策」の促進を図るため、これらの取組状況について数値化(見える化)したもの。
- 持続的な事業運営に向けて、地方公共団体の取組を一体的・総合的に評価できる仕組みを構築。
- 自己評価と客観的数値による評価指標により、自らの立ち位置を見える化。
- 自らの事業の進捗や、他団体との比較による自己評価を行うことで、注力すべき事業の政策判断に活用。

■通信簿による見える化と他団体との比較

ストックマネジメント



未普及対策

- 《事業マネジメント通信簿の考え方》
- 単一の指標によるランキングではなく、多角的な評価項目により数値化し、各施策の取組状況を総合的に点数化。
- ストマネ：ストックマネジメント計画の策定状況だけでなく、実施フローにおける各ステップの実施状況も点数化。
 - 地震対策：耐震化率だけでなく、BCPの見直しや訓練の実施状況も点数化。
 - 未普及対策：汚水処理普及率だけでなく、進捗率や効率的な未普及対策事業の採用も点数化。
 - 浸水対策：ハード対策・ソフト対策の取組に加え、メリハリの取組計画策定の取組も点数化。

■評価結果の例

科目	評価項目	評価結果	評価 点数	科目 点数	判定
ストック マネジメント	①：全施設を対象とした管理区分を設定済み	○	10	100	5
	②：全施設を対象としたリスク評価・優先順位を設定済み	○	10		
	③：①と②を踏まえた点検・調査の基本方針を策定済み	○	10		
	④：①と②を踏まえた修繕・改築の実施計画を策定済み	○	10		
	⑤：③に基づく点検・調査を実施中	○	20		
	⑥：④に基づく修繕・改築を実施中	○	20		
	⑦：①～④を事業計画に反映済み	○	10		
	⑧：①～④をストックマネジメント実施方針やストックマネジメント計画等に反映済み	○	10		
地震 対策	重要な幹線等の耐震化率	46%	14	67	4
	処理場の耐震化率 揚水・消毒・沈殿施設総数	12	13		
	処理場の耐震化率 揚水・消毒・沈殿耐震化済み施設数	5			
	処理場の耐震化率	42%	30		
	下水道BCPの見直し時期 H29未まで(実績)	○			
	下水道BCPの見直し時期 H30未まで(実績)	○			
	下水道BCPの見直し時期 H31以降(予定)	○			
	下水道BCPIに基づく訓練実施時期 H30未まで(実績)	○			
未普及 対策	下水道BCPIに基づく訓練実施時期 H31以降(予定)	○	10	5	
	汚水処理人口普及率	99.7%			
	基礎評価	5			
	進捗評価	-			
	未普及対策事業の採用	-			
計画	メリハリのついた計画策定	策定に未着手	0		
	下水道法事業計画	○	30		
	効率的な取り組み	×	0		
	(小計)		30		
ハード 対策	重要対策地区の取り組み	重要対策地区を 定めていない	0		2
	一般地区の取り組み	35%	20		
	(小計)		20		
	浸水実績、計画降雨、既往最大降雨等に基づくハザードマップの作成	○	15		
浸水 対策	想定最大降雨に基づく浸水想定区域を指定し、ハザードマップへ反映	×	0	38	
	ハザードマップを活用した訓練を実施していること	○	10		
	水位の周知	×	0		
	止水板の設置や土のう等の活用方法、雨水貯留・浸透に関する市民への案内を実施	○	15		
	上記の取り組みに関する補助金等のメニューや土のうステーション等の予算措置を実施	○	10		
	防災教育	○	10	65	
	(小計)				

- スtockマネジメントへの取組状況を簡易的に把握するため、国土交通省が定めたその時点で達成することが望ましい複数の質問への回答を数値化したもの。
- スtockマネジメントへの取組状況に関する自己診断や他団体との比較を通じての各地方公共団体での自発的な取組の促進、取組レベルの底上げに繋がることを期待。

通信簿の概要

通信簿の質問項目

- ① 全施設を対象とした管理区分の設定
- ② 全施設を対象としたリスク評価・優先順位の設定
- ③ ①と②を踏まえた点検・調査の基本方針の策定
- ④ ①と②を踏まえた修繕・改築の実施計画の策定
- ⑤ ③に基づく点検・調査の実施
- ⑥ ④に基づく修繕・改築の実施
- ⑦ ①～④を事業計画への反映
- ⑧ ①～④をストックマネジメント計画や実施方針への反映

自己申告による
回答を数値化

通信簿の判定	
1	20点未満
2	20点以上40点未満
3	40点以上60点未満
4	60点以上80点未満
5	80点以上

チェックシートによる回答内容の確認

- 第3者による確認を行うため自己申告の内容について下記によりチェック。
都道府県・政令市分は地方整備局がチェック
市町村分は都道府県がチェック

チエックシート

品 又はは 都道府県 のチャエツ使用	備考（記載例）	品 又はは 都道府県 のチャエツ使用
整備 又はは 都道府県 のチャエツ使用	○月○日に提出のストックマネジメント計画に記載済 （未提出の場合は具体的に記載） ○〇を時期・計画係。 △△を事後係。 △△を事後係。など その他の具体的な監視係。など 『左に入らない場合は、別紙に記載』	○月○日に提出のストックマネジメント計画の立案時にリスク評価や優先順位を基に点検頻度を設定。 （未提出の場合は具体的に記載） ○〇△××によりリスク評価を実施 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』
整備 又はは 都道府県 のチャエツ使用	○月○日に提出の事業計画に記載済 （未提出の場合は具体的に記載） ○〇は10年に1回点検 △△は20年に1回点検を実施 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』	○月○日に提出の事業計画に記載済 （未提出の場合は具体的に記載） 緊急度が○のものの変更の対象とし ○年～△年で、概ね○×△m改修予定 など 『左に入らない場合は、別紙に記載』
整備 又はは 都道府県 のチャエツ使用	今年度もしくは今後の、点検や調査の予定を記載して、実施中であることを説明 など	今年度もしくは今後の、点検や調査の予定を記載して、実施中であることを説明 など
整備 又はは 都道府県 のチャエツ使用	今年度の修繕や改善の予定を記載して、実施中であることを説明 改修の予定がないと判断した場合、その理由を記載して、実施中であるが理由段階では改修対象がないことを説明 など	今年度の修繕や改善の予定を記載して、実施中であることを説明 改修の予定がないと判断した場合、その理由を記載して、実施中であるが理由段階では改修対象がないことを説明 など
整備 又はは 都道府県 のチャエツ使用	○月○日に反映済の事業計画を提出 など	○月○日に反映済の事業計画を提出 など
整備 又はは 都道府県 のチャエツ使用	○月○日に反映済のストックマネジメント計画を提出 別紙のとおりストックマネジメント実施方針を作成済 など	○月○日に反映済のストックマネジメント計画を提出 別紙のとおりストックマネジメント実施方針を作成済 など

- 各地方公共団体の下水道事業における地震対策の取組状況を簡易的に把握するため、管渠及び処理場の耐震化率や下水道BCPの見直し実施状況、BCPに基づく訓練の実施状況を数値化したもの。
- 各地方公共団体において、取組状況の自己診断や他団体との比較等に活用されることで、地震対策の取組促進に繋がることを期待。

評価得点の算出

通信簿の判定

○ 処理場管理のある団体

評価項目	重要な幹線等の耐震化率	処理場の耐震化率	下水道BCPの見直し時期	下水道BCPに基づく訓練実施時期
評価得点の算定方法	重要な幹線等の耐震化率 × (30点)	処理場の耐震化率 × (30点)	H29末まで(実績)⇒30点 H30末まで(実績)⇒20点 H31以降(予定)⇒0点	H30末まで(実績)⇒10点 H31以降(予定)⇒0点
(例)A団体	83% ⇒ 24.9点	56% ⇒ 16.8点	H30末まで(実績)⇒20点	H30末まで(実績)⇒10点

合計

評価得点

71.7点

通信簿	
評価得点	通信簿
20点未満	1
20点以上40点未満	2
40点以上60点未満	3
60点以上80点未満	4
80点以上	5
60点以上80点未満	4

○ 処理場管理のない団体

評価項目	重要な幹線等の耐震化率	処理場の耐震化率	下水道BCPの見直し時期	下水道BCPに基づく訓練実施時期
評価得点の算定方法	重要な幹線等の耐震化率 × (30点)	処理場の耐震化率なし	H29末まで(実績)⇒30点 H30末まで(実績)⇒20点 H31以降(予定)⇒0点	H30末まで(実績)⇒10点 H31以降(予定)⇒0点
(例)B団体	64% ⇒ 19.2点	—	H31以降(予定)⇒0点	H31以降(予定)⇒0点

合計 × 10/7

評価得点

27.4点

通信簿	
評価得点	通信簿
20点未満	1
20点以上40点未満	2
40点以上60点未満	3
60点以上80点未満	4
80点以上	5
20以上40点未満	2

- 未普及対策への取組状況を簡易的に把握するため、汚水処理人口普及率や進捗率、未普及対策への取組状況を基に数値化したもの。
- 未普及対策への取組状況の自己診断や他団体との比較に活用され、地方公共団体において、より一層自主的な取組が促進されることを期待。

①基礎評価

- ・ 平成30年度末の汚水処理人口普及率を用いた評価を基礎点とする。

基礎点	汚水処理人口普及率
5	98%以上
4	95%以上98%未満
3	90%以上95%未満
2	70%以上90%未満
1	70%以上

②進捗評価

- ・ 平成29年度末から平成30年度末までの進捗率に応じて加点を行う。

加 点	進捗率
+1	1.5%以上

※基礎評価「5」の市町村には反映しない

③未普及対策事業の採用

- ・ 官民連携事業、クイックプロジェクトのどちらかを採用している場合は加点する

加 点	官民連携orクイックプロジェクト
+1	対象市町村

※官民連携事業の場合は、取組に着手していれば加点の対象とする。

クイックプロジェクトの場合は、平成30年度において採用している場合は加点の対象とする。

※基礎評価「5」の市町村には反映しない

総合評価：「①基礎評価」+「②進捗評価」+「③未普及対策事業の採用」

- 各地方公共団体における「メリハリをつけた計画の策定状況」、「ハード対策」、「水害リスク情報の周知等」に関するソフト対策」の取組状況を数値化したもの。
- メリハリをつけた計画の策定を通じ、「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」や「選択と集中」の観点から、浸水リスクを評価・把握し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進することを期待。

評価得点の算出

通信簿

大項目	中項目	内容	配点		得点 (例)
			項目別	小計	
計画	メリハリをつけた計画策定	メリハリをつけた計画の策定状況	60	100	70
	下水道法事業計画	事業計画の策定状況	30		
	効率的な取り組み	河川事業や、街づくりとの連携を図った取組み	10		
ハード対策	重要対策地区の取り組み	重要対策地区における整備済面積	60	100	50
	一般地区の取り組み	一般地区における整備済面積	40		
ソフト対策	内水HM	内水ハザードマップの策定状況とハザードマップを活用した訓練の実施	30	100	60
	水位の周知	下水道施設の水位を周知する取り組みの実施	30		
	自助・共助の推進	止水板の設置や土のう等の活用方法、雨水貯留・浸透に関する市民への案内または助成を実施	30		
	防災教育	水害に関する防災教育の実施	10		

合計 / 3

評価
得点
(例)

60 点

通信簿	
評価得点	通信簿
20点未満	1
20点以上40点未満	2
40点以上60点未満	3
60点以上80点未満	4
80点以上	5
60点以上80点未満	4

メリハリをつけた計画とは、浸水リスク等を踏まえ
①どこを → 重点地区、一般地区等を区分
②どの程度 → 目標降雨
③いつまでに → 段階的な整備方針、事業費
を検討し、必要に応じて主要な施設計画を見直して
策定する計画。

配点の合計は300点とし、合計を1／3して100満点とする。

- 都道府県別及び事業者別の評価点数及び5段階評価の一覧 (PDF版) は下水道全国データベースのTOPページ (誰でも閲覧可能) で公開。
- 評価項目ごとの詳細な結果についてはログインページ内にて閲覧が可能。

下水道全国データベース

システム稼働時間
平日 8:00 ~ 21:00

国・地方公共団体
ログイン

登録会員
ログイン

一般公開版は
こちら

新規会員登録は
こちら

下水道全国データベースとは

持続可能な下水道事業に向けた地方公共団体支援のツールとして
主に以下に示す3つの機能を提供するもの

1. 調査登録機能
国交省の調査及び下水道統計等の調査作成依頼から収集までをシステム化した
もので、経年的にデータを蓄積

2. 分析機能 (詳細はこちら) [\[民間企業向けのマニュアルはこちら \]](#)
登録データで算出した指標の表やグラフを作成するもの。他団体等との比較に
より、特徴 (強み・弱み) の把握が可能

3. クラウド事業マネジメント (試験運用中)
日本下水道協会運営の災害サイトと連携した災害時支援

国・地方公共団体版 : 機能1 ~ 3全ての機能の利用が可能

登録会員版 : 機能2(分析機能) のみ利用が可能

一般公開版 : 機能1 ~ 3の利用はできないが、一覧表で作成した下
水道に関するデータが閲覧可能

お知らせ

2019.12.18	事業マネジメント通信簿 (Gレボ) を公開しました
2019.11.15	管さよ管理延長を公開しました。
2019.10.21	S M計画策定状況を更新しました
2019.09.30	経営状況の見える化を更新しました
2019.08.09	サポートデスク対応についてのお知らせ 8/13 (火) ~8/15 (木)
2019.07.11	S M計画策定状況を更新しました
2019.07.10	平成28年度下水道統計を更新しました
2019.07.02	S M計画策定状況を更新しました
2019.05.17	重要指標を更新しました
2019.04.24	システム停止のお知らせ 4/27 (土) ~5/6 (月)

1 ページ >>

下水道データ集

事業計画

下水道管路メンテナンス年報

都道府県及び
事業者別一覧

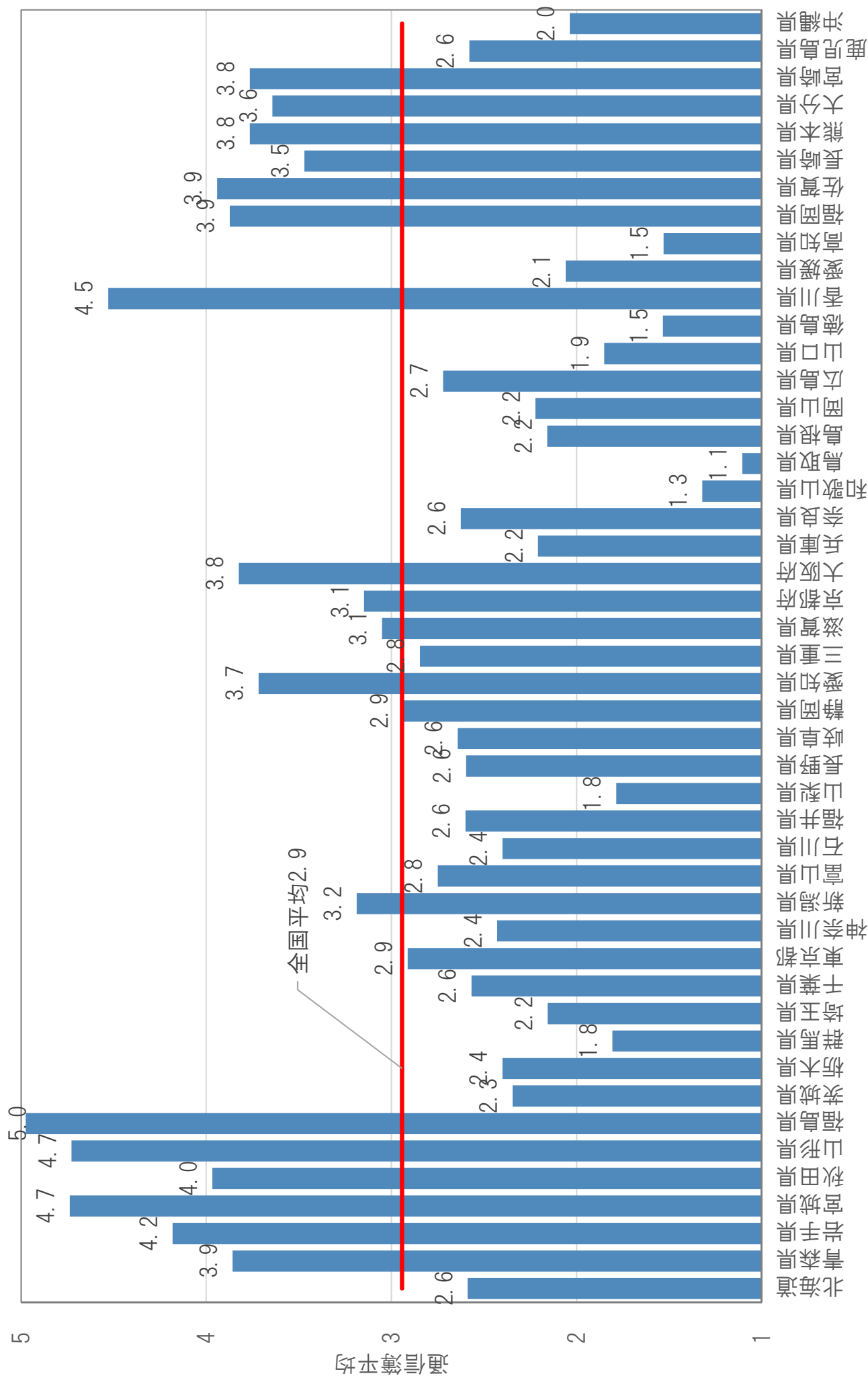
下水道管路メンテナンス年報

経営状況の見える化

※ 下水道全国データベース : <https://portal.g-ndb.jp/portal/>

-303-

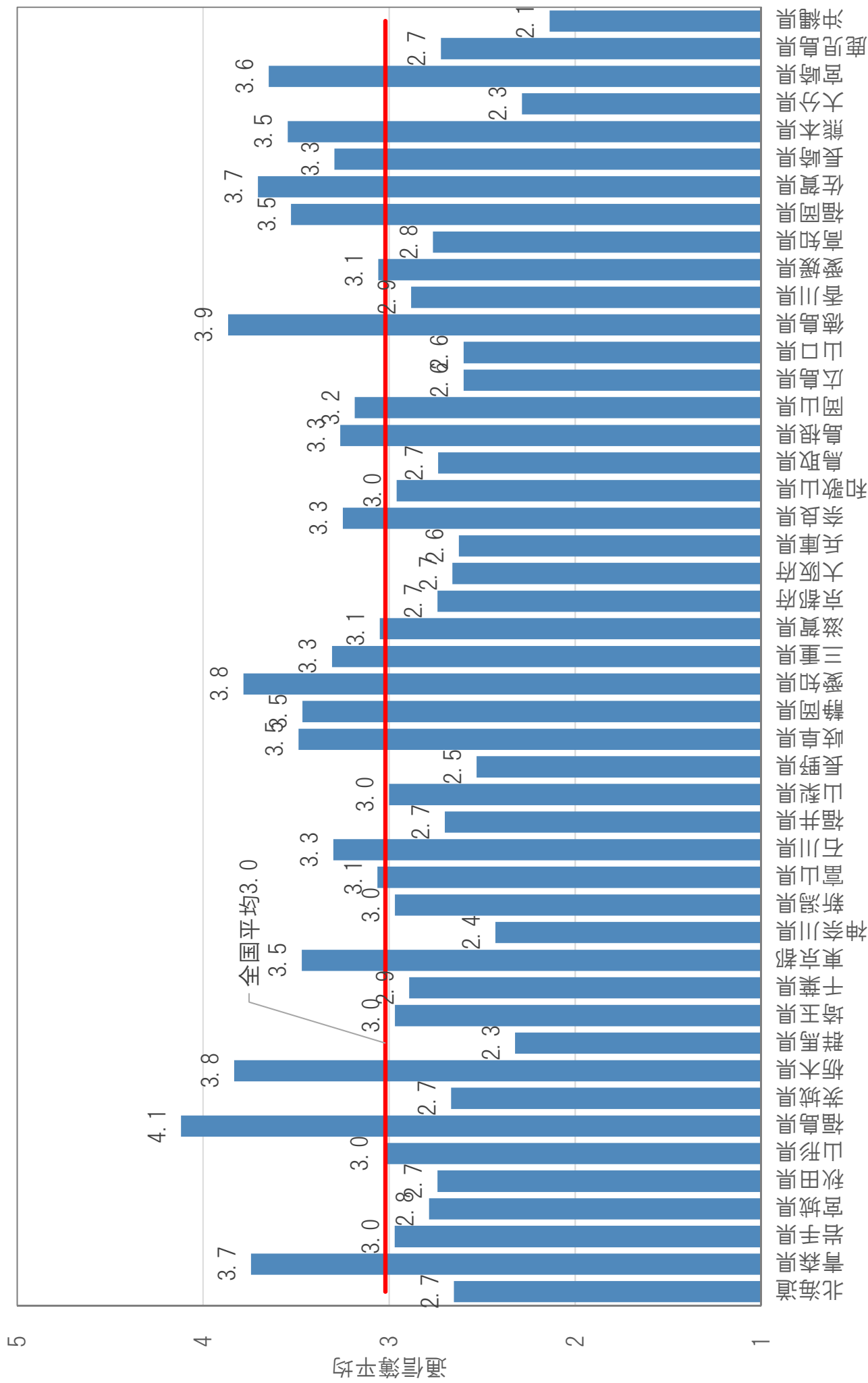
GLEポ「ストックマネジメント」都道府県別平均値



都道府県名

※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの

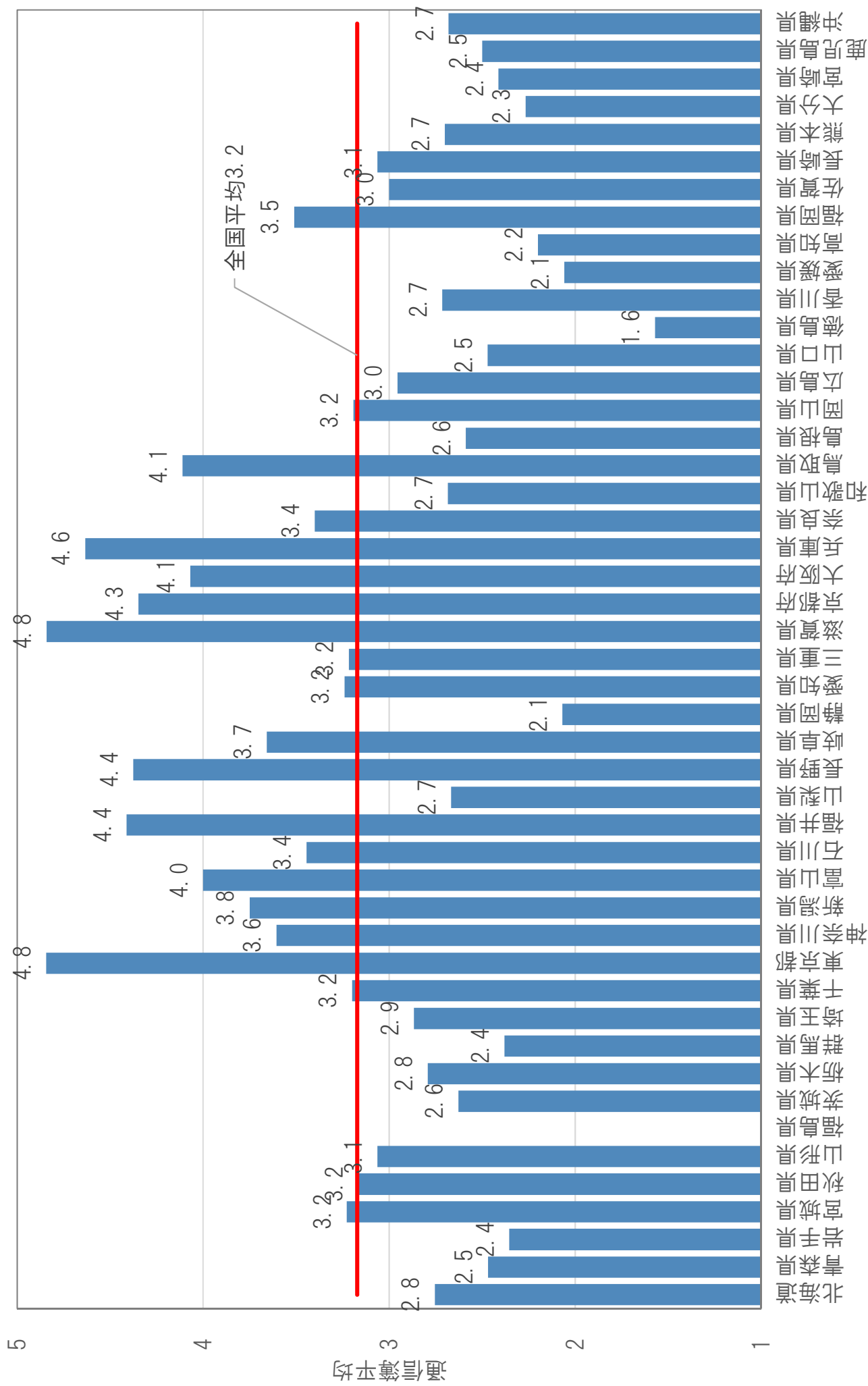
GLEポ「地震対策」都道府県別平均値



都道府県名

※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの

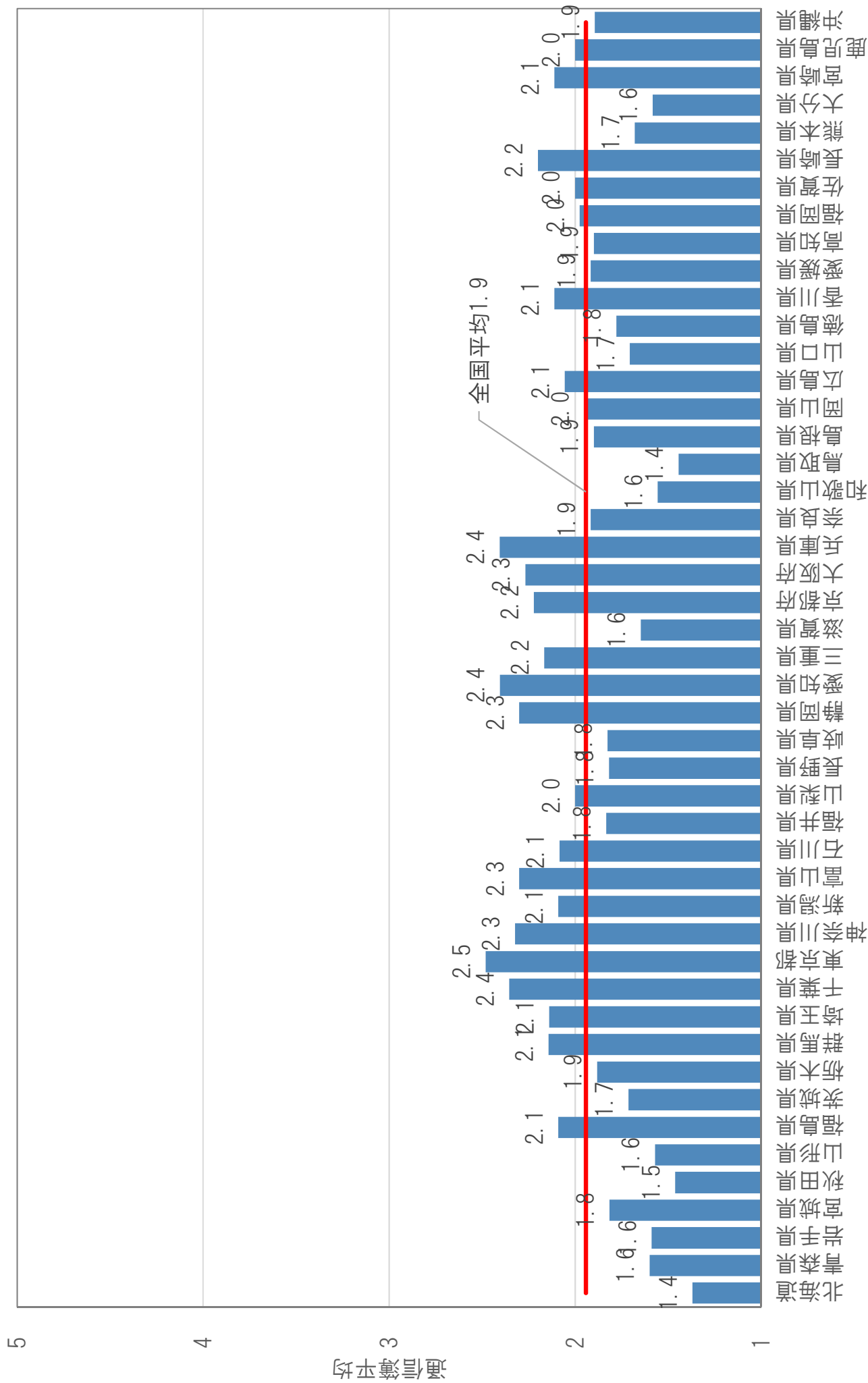
GLEポ「未普及対策」都道府県別平均値



※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの

都道府県名

GLEポ「浸水対策」都道府県別平均値



※団体ごとの5段階評価結果を単純平均したもの

都道府県名

事 務 連 絡
令和2年1月31日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、中華人民共和国武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、国内でのヒトからヒトへの感染が認められたところです。

これに関し、政府では、内閣官房が設置した「新型コロナウイルス感染症対策」のポータルサイトに最新情報が掲載されるとともに、厚生労働省のHPでは国民の皆様に向けて、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。」とのメッセージが掲載されています。

御高承のとおり、下水道は、国民生活に不可欠のライフラインであり、国民が安心して利用できる状況が確保されることが必要です。このため、各下水道管理者におかれましても、下水道サービスの提供に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただきますようお願い致します。

今後、引き続き、以下のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

(参考)

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

事 務 連 絡
令和2年1月31日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、中華人民共和国武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、国内でのヒトからヒトへの感染が認められたところです。

これに関し、政府では、内閣官房が設置した「新型コロナウイルス感染症対策」のポータルサイトに最新情報が掲載されるとともに、厚生労働省のHPでは国民の皆様に向けて、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。」とのメッセージが掲載されています。

貴団体におかれましても、業務の実施に支障が生じることのないよう、引き続き、以下のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただきますようお願い致します。

(参考)

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

今般、中華人民共和国武漢市等において発生している新型コロナウイルス感染症については、国内でのヒトからヒトへの感染が認められたところです。

これに関し、政府では、内閣官房が設置した「新型コロナウイルス感染症対策」のポータルサイトに最新情報が掲載されるとともに、厚生労働省のHPでは国民の皆様に向けて、「風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。」とのメッセージが掲載されています。

各法人におきましては、以下のウェブサイトにおいて最新情報を把握するとともに、会員企業・団体等に対しまして、周知及び注意喚起をお願いします。

(参考)

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

国 水 下 流 第 1 9 号
令和 2 年 1 月 3 1 日

各都道府県 下水道主管部長 殿
各政令指定都市 下水道主管局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

流域管理官

雨天時浸入水対策への取組の推進について

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、污水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生している。このため、雨天時浸入水は、下水道を管理する地方公共団体にとって解決すべき課題であると認識されているものの、必ずしも十分な対策がとられているとは言えない状況である。

このような状況に速やかに対処するため、分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」（以下「本ガイドライン」という。）を策定した。

計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体は、下記の事項に十分留意して、本ガイドラインを参考に、雨天時浸入水に起因する事象の発生を防止することを目的として、地域の実情や施設の状況等を踏まえ、発生源対策や運転管理及びこれらを踏まえた施設対策等を定めた「雨天時浸入水対策計画」を速やかに策定し、必要に応じ、この計画の内容を下水道法に基づく事業計画に反映することにより、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施を図られたい。

各都道府県におかれは、この旨を管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願いたい。

記

1 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）とした。

（事象1）処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内まです等から溢水すること

（事象2）処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること

（事象3）処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること

2 段階的な対策について

雨天時浸入水対策を実施する地方公共団体は、事象の発生を防止するための対策について、雨天時浸入水対策計画の計画期間における全ての対策について検討するとともに、対策完了まで長期間を要する場合には、地域の実情及び放流先の水環境等を踏まえ、段階的な目標を設定し、時間軸を有した対策を講じられたい。

具体的には消毒等の応急対策や、未利用地を活用し一時貯留するなどの暫定対策などを含めて、早期に効果発現が図られるよう対策を行うことが望ましい。

3 流域下水道について

流域下水道における雨天時浸入水対策は、流域下水道管理者と流域関連公共下水道管理者が相互に連携することが重要である。地形的な要因等により、雨天時浸入水の流入が多い地区と、事象が発生しやすい地区の下水道管理者が異なることも考えられるが、事象が発生した実績のある処理区は、その処理区全体の課題として、当該流域下水道に関係するすべての下水道管理者が雨天時浸入水対策に協力し、推進体制を構築することが重要である。

4 モニタリング等について

雨天時浸入水対策が完了するまでの間に、計画降雨以下で事象が発生した場合、または、対策が完了した後に計画降雨を超過し事象が発生した場合などにおいて、継続的に事象の発生状況を詳細に記録し、関係者への情報提供を行われたい。

また、雨天時浸入水対策の実施状況を踏まえて対策効果を把握し、必要に応じて雨天時浸入水対策計画を見直し、より効果的かつ効率的な対策を実施されたい。

(参考)

雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（令和2年1月）

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000639.html

事務連絡
令和2年2月3日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡にて、下水道サービスを継続的に提供するため、貴自治体において、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただくようお願いしたところです。

さて、多くの自治体におかれましては、不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設や処理場見学会等の普及啓発事業に取り組まれているものと承知しています。ついては、令和2年1月31日付け事務連絡でもお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止の観点から、咳エチケットや手洗い等通常の感染症対策が重要であることについて、広報施設や処理場への来訪者の皆様に向けて周知していただきますようお願い致します。

また、本件に関して、下水道事業において不測の事態が発生した場合には、貴自治体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、速やかに維持管理事故と同様の報告体制により報告いただきますようお願い致します。

(参考)

<一般向け>

○首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<外国人旅行者向け>

○観光庁「外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

(注) 下水道事業の広報施設等に外国人旅行者が多く来館される場合や海外からの視察者を受け入れる場合等には、上記コールセンターの周知についてもあわせてご協力をお願い致します。

事 務 連 絡
令和2年2月3日

日本下水道事業団
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
下水道部下水道企画課 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡にて、業務を継続的に実施するため、貴団体において、職員をはじめとする作業従事者の感染予防対策に努めていただくようお願いしたところです。

さて、貴団体におかれましては、不特定多数の人が集まる研究施設や研修施設等の運営に取り組まれているものと承知しています。ついては、令和2年1月31日付け事務連絡でもお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止の観点から、咳エチケットや手洗い等通常の感染症対策が重要であることについて、研究施設や研修施設への来訪者の皆様に向けて周知していただきますようお願い致します。

また、本件に関して、事業において不測の事態が発生した場合には、貴団体内の危機管理担当部局等への報告等、適時適切な初動対応を終えた後、速やかに各業務分野の報告体制に従い報告いただきますようお願い致します。

(参考)

＜一般向け＞

○首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

＜外国人旅行者向け＞

○観光庁「外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

(注) 研究施設や研修施設に外国人旅行者が多く来館される場合や海外からの視察者を受け入れる場合等には、上記コールセンターの周知についてもあわせてご協力をお願い致します。

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道管路メンテナンス年報の公表について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道管渠の老朽化や腐食等による道路陥没等の社会的影響の大きい事故を未然防止するために、平成 27 年の下水道法改正において維持修繕基準を創設し、硫化水素による腐食のおそれ大きい下水道管路については、5 年に 1 回以上の頻度での点検を義務づけています。また、国民・下水道利用者みなさまに下水道管路の現状及び老朽化対策についてご理解をいただくため、腐食のおそれ大きい箇所における点検の実施状況や結果及び対策予定等を「下水道管路メンテナンス年報」としてとりまとめ、平成 29 年度から公表しています。

今般、平成 30 年度の点検結果等についてとりまとめましたのでお知らせいたします。各下水道管理者におかれましては、平成 30 年度の点検結果の課題を踏まえ、下水道法上の義務である腐食のおそれ大きい下水道管路における 5 年に 1 回以上の頻度での点検について、令和 2 年度までに 1 回目の点検を確実に実施するとともに、点検により異状が確認された箇所については速やかに対策を講じるよう改めてお願いいたします。

なお、計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び対策の実施については、下水道ストックマネジメント支援制度による交付対象となることをあわせて申し添えます。

添付資料

- ・ 下水道管路メンテナンス年報
- ・ 下水道管路メンテナンス年報の概要と点検結果を踏まえた課題

○ 結果の詳細は、下水道全国データベースで公開しています。

<https://portal.g-ndb.jp/portal/pipeline/>

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡（職員等の感染予防対策）及び同年2月3日付け事務連絡（不特定多数の人が集まる下水道事業の広報施設等における来訪者への咳エチケット等の周知）にて対応をお願いしているところです。

この度、新型コロナウイルス感染症に関する内閣官房のポータルサイト及び厚生労働省のHPにおいて、「多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合も、お一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくとともに、イベントや行事等を主催する側においても、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討いただけますようお願いいたします。」と掲載されました。

つきましては、下水道事業の広報施設や処理場見学会等の普及啓発事業に取り組まれている下水道管理者におかれましては、来訪者における新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止の観点から、広報施設や処理場等の入り口におけるアルコール消毒液の設置等、可能な範囲での対応についても、格別の御配慮を賜りますようお願い致します。

さらに、貴団体における広報施設等への来訪者への咳エチケット等の周知（ポスター、ちらし等）及び消毒液の設置について御対応いただいた場合には、対応した施設ごとに、①施設名称、②施設内のポスター等の掲示場所、③施設内の消毒液の設置場所、④掲示・設置状況の写真を速やかにメールにて以下の提出先まで情報提供願います。

今後も事態の変化に応じ、下水道管理者において必要と考えられる対応等についてお願いさせていただくことが想定されますので、各位におかれましては、引き続き、事情御賢察の上、御協力のほどお願い申し上げます。

（対応状況報告）

○提出先： tachibana-n2wt@mlit.go.jp

○問合せ先： 三浦、佐藤（03-5253-8428（直通））

（参考）

○内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○観光庁「外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000311.html

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団計画課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

第 4 回インフラメンテナンス大賞の公募開始について

国土交通省では、日本国内の社会資本メンテナンス（以下「インフラメンテナンス」という。）に係る優れた取組や技術開発を表彰するインフラメンテナンス大賞を平成 28 年度より実施しており、昨年度の第 3 回の公募においては、下水道分野から株式会社クボタの『下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術』が国土交通大臣賞、豊橋市上下水道局の『バイオマス資源利活用施設整備・運営事業』が優秀賞を受賞しています。本表彰制度を通じて好事例として広く紹介することで、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的としております。

今般、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、防衛省とともに、「第 4 回インフラメンテナンス大賞」の公募を 2 月 14 日から開始したことが発表されましたのでお知らせします。各地方公共団体等においてインフラのメンテナンスに係る優れた効果、実績をあげられた取組や技術開発を行われている場合は、下水道分野におけるインフラ機能維持に向けた好事例として他団体が参考にできるよう、積極的に応募していただくようお願いいたします。応募資格や募集要項などの詳しい内容については、以下に記載の公募開始のプレスリリースをご覧ください。

<プレスリリース：第 4 回インフラメンテナンス大賞の公募を開始！>

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000235.html

※ （参考）過去の受賞者の取組概要や第 4 回公募概要

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

インフラメンテナンスで 日本の国土を守る

第4回「インフラメンテナンス大賞」エントリー受付中!

インフラメンテナンス大賞とは

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的に実施するものです。

主催／総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

令和2年4月13日(月)締切

エントリーはWEBから

第4回インフラメンテナンス大賞

検索

[写真提供] 山崎エリナ：兵庫県神戸市出身、フランス・パリを拠点に写真活動に専念する。40カ国以上を旅して撮影しており、現在は、国内外で写真展を開催するなど活躍中。

第3回「インフラメンテナンス大賞」大臣賞受賞案件



総務大臣賞
電柱点検の効率化に向けた構造劣化判定技術の実用化
日本電信電話(株)アクセスサービスシステム研究所



情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞
合成開口レーダ衛星によるインフラ変位モニタリング
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構



文部科学大臣賞
大学研修施設(大規模実橋モデル)を活用した「臨床型」の橋梁維持管理技術者育成
名古屋大学大学院 工学研究科土木工学専攻 橋梁長寿命化推進室



厚生労働大臣賞
時間積分式漏水発見器による効率的な漏水発見手法(スクリーニング工法)
東京水道サービス(株)



農林水産大臣賞
手造り公共事業
えな土地改良区



農林水産大臣賞
漁港の砂堆積と砂浜侵食を同時に保全する
ジェットポンプ式サンドバイパスシステム
静岡県一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所・五洋建設(株)



国土交通大臣賞
保線におけるIoT技術の実用化と
メンテナンスへの応用
東日本旅客鉄道(株)ほか



国土交通大臣賞
下水道圧送管路における
硫酸腐食箇所の効率的な調査技術
(株)クボタ

募集要項

趣旨

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港・電力・ガス等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられています。

これらのインフラの老朽化が今後も進行していく中で、インフラによってもたらされる我が国の活力や生活、環境、景観、安全・安心の機能を維持していくためには、インフラのメンテナンスに国全体で取り組む必要があります。

この表彰は、我が国のインフラが直面する老朽化やその対策に必要な担い手不足の問題に対応して、インフラメンテナンスの現場における工夫やメンテナンスを支える活動、インフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果を収めた取組の関係者を表彰するものです。

表彰の対象

以下の①～③の3つの部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者(個人及び施設管理者・企業・団体等の活動グループ)

① メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫(②に該当するものを除く)

② メンテナンスを支える活動部門

①の取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動(③に該当するものを除く)

③ 技術開発部門

調査・計測手法、計画・設計手法、施工技術、施工システム、維持管理手法(点検・診断技術、モニタリング技術を含む)、材料・製品、機械、維持管理データ管理におけるインフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

受賞案件

- 総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞、防衛大臣賞(原則各省別の部門ごとに1件、計21件)
- 情報通信技術の優れた活用に関する総務大臣賞(1件)
- 特別賞(7件以内)
- 優秀賞(特別賞と合わせて最大28件程度)

応募期間

令和2年2月14日(金)から4月13日(月)

受賞者の発表

受賞者の発表は令和2年夏頃を予定しています。受賞者及び受賞内容については、連絡担当者あてに通知します。
※受賞者に対して表彰式を行います。表彰式等の詳細については追って公表します。

応募方法

【WEBフォームよりエントリーする場合】

下記ホームページよりログインの上、フォーム上にて作成ください。
<https://www.im4-award-form.jp/>



【郵送によりエントリーする場合】

下記ホームページより所定の書類をダウンロードいただき、資料作成の上、応募専用アドレスに電子メールにて送付ください。また、下記の送付先まで郵送で送付してください。

- ・資料ダウンロードホームページ:
http://www.mlitt.go.jp/report/press/sogo03_hh_000235.html
- ・応募専用電子メールアドレス:hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp
- ・資料送付先:〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課
インフラメンテナンス大賞担当 宛

お問合せ先

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 インフラメンテナンス大賞担当

・電話番号:03-5253-8912 ・メールアドレス:hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年1月31日付け事務連絡(職員等の感染予防対策)等にて対応をお願いしているところです。

この度、令和2年2月5日付事務連絡にて実施した下水道事業に係る「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。)の策定状況調査の結果(速報)について、別紙のとおりとりまとめましたので共有いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る知見等が必ずしも明らかになっていない現状において、今後の事態の変化に応じて下水道管理者が講じるべき措置を検討する上で、新型インフルエンザ等BCPが有用であると考えられます。

しかし、調査結果によれば、令和2年1月末時点での新型インフルエンザ等BCPを策定済の地方公共団体は全回答団体の27.2%にとどまっています。

つきましては、新型インフルエンザ等BCPを未策定の地方公共団体におかれましては、平成28年12月6日付け事務連絡等を参照しつつ、今後想定される対応策等について、早急に整理・確認していただくようお願い致します。また、すでに策定済みの地方公共団体におかれましては、計画内容を再確認いただきますようお願い致します。

(別紙)

○「下水道事業に係る新型インフルエンザ等BCPの策定状況調査結果(速報)」

(添付)

○「新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画の策定について」(平成28年12月6日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡)

(参考)

○内閣官房(新型インフルエンザ等対策政府行動計画等)

新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成30年6月21日 一部改定)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

○厚生労働省(水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

下水道事業に係る新型インフルエンザ等BCPの策定状況調査結果（速報）

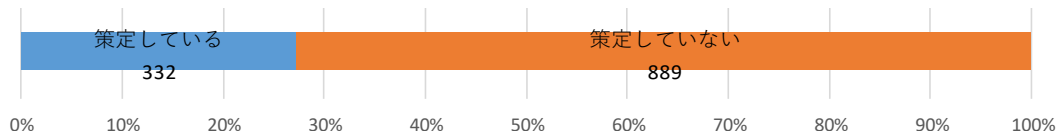
○実施概要

流域下水道事業及び公共下水道事業を実施する1,483の地方公共団体を対象に、令和2年1月末時点の策定状況等について調査を実施し、同年2月5日から同月14日の間に1,221団体から回答あり（回答率82.3%）。

問1 新型インフルエンザ等BCPを策定していますか。

(回答)

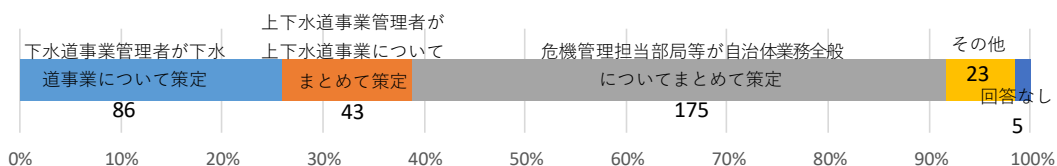
- ① 策定している 332団体 (27.2%)
 ② 策定していない 889団体 (72.8%)



問2（問1で策定済の団体のみ）策定の名義主体と策定範囲についてお答えください。

(回答)

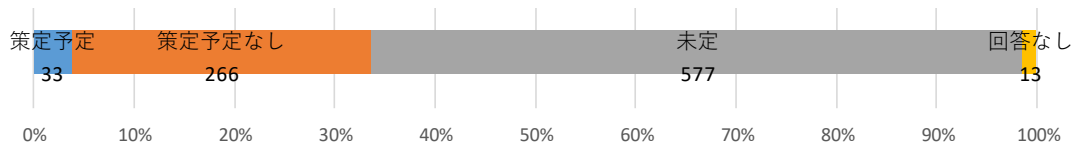
- ① 下水道事業管理者が下水道事業について策定 86団体 (25.9%)
 ② 上下水道事業管理者が上下水道事業についてまとめて策定 43団体 (13.0%)
 ③ 危機管理担当部局等が自治体業務全般についてまとめて策定 175団体 (52.7%)
 ④ その他 23団体 (6.9%)
 回答なし 5団体 (1.5%)



問3（未策定の団体のみ）今後策定の予定はありますか。

(回答)

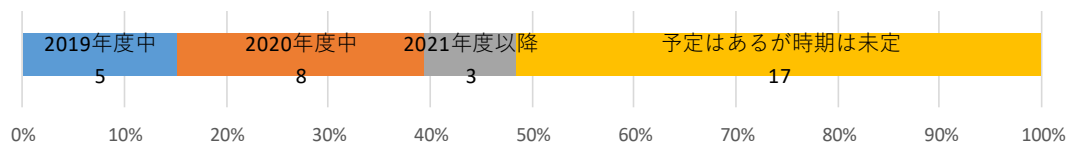
- ① 策定予定 33団体 (3.7%)
 ② 策定予定なし 266団体 (29.9%)
 ③ 未定 577団体 (64.9%)
 回答なし 13団体 (1.5%)



問4（問3で策定予定の団体のみ）策定予定時期はいつですか。

(回答)

- ① 2019年度中 5団体 (15.2%)
 ② 2020年度中 8団体 (24.2%)
 ③ 2021年度以降 3団体 (9.1%)
 ④ 予定はあるが時期は未定 17団体 (51.5%)



問5 新型インフルエンザ等BCP策定済の団体で、BCPをウェブサイトに掲載している場合は、当該URLの記入をお願いします。

北海道	北斗市	https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/4438.html
岩手県	宮古市	https://www.city.miyako.iwate.jp/kenko/singata_1.html
政令市	仙台市	http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kurashi/anzen/kanri/hogo/kanri/taisaku.html
宮城県	気仙沼市	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s044/010/010/010/010/010/koudoukeikaku.pdf
茨城県	水戸市	https://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000281/000483/p016416.html
茨城県	龍ヶ崎市	https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/fukushi/kenko/kenko/2014121100127.html
千葉県	千葉県	https://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/kokuminhogo/kikikanri/gyoumkeizoku.html
東京都	東村山市	https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/kenko/kenko/seijinhoken/kansen/kenco3986.html
東京都	稲城市	https://www.city.inagi.tokyo.jp/shisei/keikaku_hokoku/kenko/influenza_koudou.files/
新潟県	五泉市	https://www.city.gosen.lg.jp/life_procedures/9_1/1/3944.html
石川県	石川県	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/gyoukaku/
長野県	軽井沢町	https://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1001000000455/index.html
岐阜県	関市	https://www.city.seki.lg.jp/0000006047.html
静岡県	熱海市	https://www.city.atami.lg.jp/kenko/kansensho/1001096.html
愛知県	半田市	https://www.city.handa.lg.jp/hoken-c/kenko/kenko/shisaku/shingatainflubcp.html
三重県	三重県	http://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/82287012627.htm
滋賀県	竜王町	http://www.town.ryuoh.shiga.jp/machi/machi_plan/influ_koudoukeikaku/influ_koudoukeikaku_gaiyou.pdf
滋賀県	愛荘町	https://www.town.aisho.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai/3/3828.html
大阪府	箕面市	https://www.city.minoh.lg.jp/bousai/influenza/20110228bcp.html
兵庫県	西宮市	https://www.nishi.or.jp/kenko/hokenjojoho/kansensho/influenza/shingatainflul.html
奈良県	奈良県	http://www.pref.nara.jp/42373.htm
島根県	島根県	https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/index.data/BCP1.pdf
政令市	岡山市	http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenkanri/hokenkanri_00164.html
岡山県	津山市	https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=1390
広島県	熊野町	http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1407722862580/index.html
広島県	北広島町	https://www.town.kitahiroshima.lg.jp/soshiki/9/1394.html
佐賀県	みやき町	https://www.town.miyaki.lg.jp/var/rev0/0004/6837/201526202542.pdf
沖縄県	那覇市	https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyou/sonota/nahsingatainfluenza.files/naha_influenza_actionplan.pdf

平成28年12月6日

(各地方整備局等建政部等経由)

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令指定都市下水道担当局部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐

新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画の策定について

標記については、平成21年9月28日付け国都下管第8号(別紙参照)にて、各下水道管理者に対し、その要請を行ったところですが、「新型インフルエンザ等の発生時における業務継続計画」(以下、「業務継続計画」という。)の策定は、平成28年4月15日付け事務連絡等で通知した「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)」(以下、「特定接種」という。)の登録要件の1つとなっているため、別紙及び以下の行動計画等を参考に策定・見直し等を実施していただけますようお願いいたします。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合、特定接種は、下水道事業の継続的实施を図るために有効な手段と考えられますが、現在のところ、特定接種の登録申請件数は約470件程度となっているため、未申請の下水道管理者におかれては、積極的に特定接種の登録申請を行っていただくようお願いいたします。(登録申請の受付期限は、平成29年1月5日まで。)

なお、各都道府県におかれましては、本件について管内各市町村(政令指定都市を除く。)に周知いただけますようお願いいたします。

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

URL : <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

- ・ 特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録要領

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108661.html>

国 都 下 管 第 8 号
平成21年9月28日

(各地方整備局等建政部等経由)
各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ発生時における下水道事業の継続的实施について

平成21年2月に全面改定された「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)(以下「改訂計画」という。)においては、新型インフルエンザ発生時においても、最低限の国民生活が維持されるよう、各事業者に対し、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制、従業員や職場における感染対策等を定めた事業継続計画を策定するよう要請しているところであるが、各下水道管理者におかれては、以下の事業継続計画策定についての留意事項等も踏まえ、改訂計画の趣旨が的確に実現されるよう努められたい。

なお、各都道府県におかれては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)にも周知徹底をお願いします。

記

1 事業継続計画策定についての留意事項

新型インフルエンザ発生時における下水道事業の継続的实施を図る観点からは、大規模流行時における最低限必要な業務の選定・人員体制の整備等に加え、縮小すべき不急業務のリストアップ、優先順位等について、あらかじめ定めておくことが重要であることから、各下水道管理者におかれては、以下の点に留意して、事業継続計画の策定に取り組まれたい。

① 感染状況に即応した業務の縮小について

職員の感染状況等に即応した機動的な業務縮小が可能となるよう、会議、施設見学・イベント業務、事業場等の立入検査等の不急業務のリスト化、優先順位等についてあらかじめ定めること。その際、管渠内の作業、処理場内でのしき、汚水、汚泥に

触れる作業等を制限する場合においては、貴自治体における「緊急事態宣言」等の発出時期、作業等の緊急性等に十分に留意の上、定めること。

なお、施設見学・イベント業務の中止、窓口業務の縮小をした場合等におけるホームページ、記者発表等による住民への迅速な情報提供の実施についても定めること。

② 大規模流行時における人員体制等について

新型インフルエンザが大規模に流行した場合においても、水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ施設等の運転管理業務、水質管理業務、管渠の緊急対応業務が的確に遂行できるよう、委託業者への協力要請、必要に応じ他部局と十分な調整の上、処理場毎に、最低限必要な業務、必要人員数・リスト化等についてあらかじめ定めること。特に、法令上一定の資格が必要とされている業務に携わる者の代替要員の確保については、部局内外の経験者、委託業者、OB職員等幅広く募り、リスト化すること。

③ 必要な物資の確保・使用、職員等に対する感染予防について

改訂計画においては、新型インフルエンザの流行は約8週間程度続くものと予想されているところであるが、今後、マスク、手袋、消毒液等の必要な物資の確保がより一層困難になることにかんがみ、使用ルールの策定・ルールに基づく使用の徹底について定めるとともに、併せて、近隣自治体の下水道担当部局等との連携体制についても検討すること。

また、職員等に対する感染予防については、特に、法令上一定の資格が必要とされている業務に携わる者等に対する徹底を期する旨定めること。

2 事業継続計画の運用上の留意事項

下水道担当部局（下水道施設の運転管理等委託業者も含む。）のみならず、新型インフルエンザ関連部局等も対象とした連絡網をあらかじめ作成するなど緊急時に備えた情報連絡体制の整備・充実化に努めること。

特に、実際に発生する被害状況等は想定と異なる可能性があることから、事業継続計画で位置づけられた対策を基本としつつ、臨機応変の対応が求められる事態も十分にあり得る。このため、普段から、貴自治体における危機管理担当部局・健康担当部局等、関係都道府県・近隣自治体の下水道担当部局等との意思疎通に心がけ、緊急時においても必要な情報の受発信が迅速かつ円滑になされるよう努めること。

事 務 連 絡
令和2年2月17日

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課 企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本日、厚生労働大臣より、「新型コロナウイルスを防ぐには」が発表され、国民の皆様に対して、従来からの手洗いや咳エチケット等に加え、新たに「発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください」、「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」などの症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください」等の呼びかけがなされています。

詳細につきましては、別添「新型コロナウイルスを防ぐには」を御参照いただくとともに、各法人におきましたは、役職員及び関係団体等の皆様への周知をお願い致します。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するようお願い致します。

(参考)

○厚生労働省（新型コロナウイルスを防ぐには）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596757.pdf>

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性があります。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

--

令和2年2月17日改訂版

事 務 連 絡
令和2年2月17日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課管理企画指導室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

平素より、下水道行政の推進につきまして格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、厚生労働大臣より、「新型コロナウイルスを防ぐには」が発表され、国民の皆様に対して、従来からの手洗いや咳エチケット等に加え、新たに「発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください」、「風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている」などの症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください」等の呼びかけがなされています。

詳細につきましては、別添「新型コロナウイルスを防ぐには」を御参照いただくとともに、関係職員及び関係事業者の皆様への周知をお願い致します。

引き続き、内閣官房や厚生労働省等のウェブサイトで最新情報を把握するとともに、貴自治体における危機管理担当部局及び保健担当部局等との情報共有を密にするようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く）にも周知願います。

(参考)

○厚生労働省（新型コロナウイルスを防ぐには）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596757.pdf>

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。
感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。
特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。